

(案)

みんながつながり支え合うまち 村上

～あなたも私もあの人も～

障がい者施設のアート作品

村上市

第2期地域福祉計画

第2期地域福祉活動計画

令和4年3月

村上市

村上市社会福祉協議会

はじめに 村上市長 高橋 邦芳
村上市社会福祉協議会 会長 会田 健次

目次

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画にあたって

1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	2
3 持続可能な開発目的（SDGs）との関わり.....	2
4 他計画との関係.....	4
5 計画期間.....	5

第2章 村上市の現状

現状.....	7
---------	---

第3章 基本理念・基本目標

基本理念.....	14
基本目標.....	14
計画の体系.....	15

第4章 計画の展開

【基本目標1】誰一人取り残さないつながり合うまちづくり.....	16
【基本目標2】健康で安心して暮らし続けられるまちづくり.....	24
【基本目標3】地域みんなで子どもを育むまちづくり.....	36
【基本目標4】お互いを認め合い誰もが活躍できるまちづくり.....	40

第5章 計画の推進体制・進捗管理

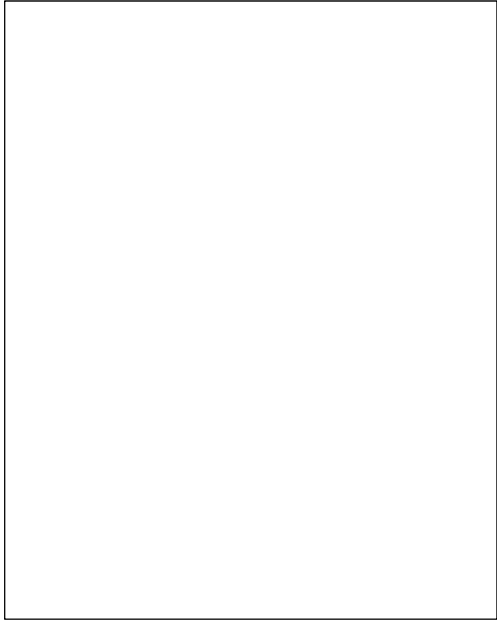
1 計画の推進体制.....	53
2 計画の進捗管理.....	56

第6章 参考資料

1 策定委員会条例.....	57
2 策定委員名簿・委員会開催経過.....	60
3 策定の経緯.....	62
4 アンケート集計結果・地域ヒアリング結果.....	63
5 用語集覧.....	72

はじめに

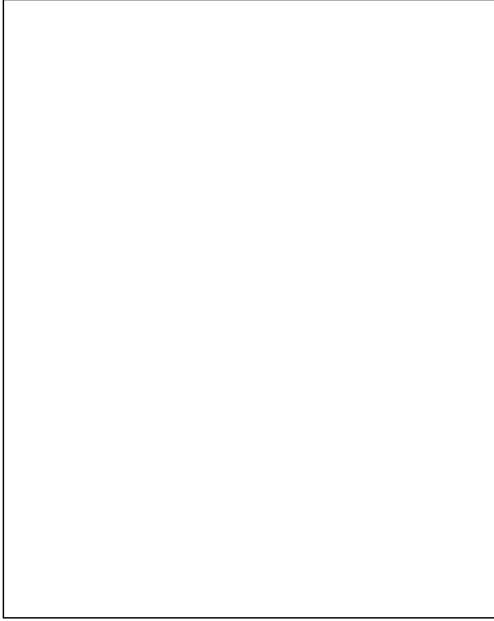
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○



令和4年3月

村上市長 **高橋 邦芳**

策定にあたって



○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○

令和4年3月

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会

会 長 **会田 健次**

第 1 章

地域福祉計画・地域福祉活動計画の 策定にあたって

障がい者施設のアート作品

1 計画策定の趣旨

人口減少、少子高齢化、核家族化等により、地域でのさまざまな生活課題が生じてきています。また、地域におけるコミュニティなどを通じた人々のつながりも希薄になってきています。高齢者や障がい者等で生活支援を必要とする人々は厳しい状況におかれるなど、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような中で、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた家や地域で生き生きと安心して暮らしていくためには、人と人とのつながりを大切にし、お互いに住民一人ひとりの理解と協力による地域福祉づくりが必要です。

地域の課題を地域全体で共有し、地域が主体性をもって解決に向けて取り組むことが重要であり、地域福祉の推進のための方向性を示すものとして、地域福祉計画を策定するものです。

また、この計画は、行動計画である第2期村上市地域福祉活動計画と一体的に策定することで、両計画が連携・協働して具体的に地域福祉の向上・推進に向けて取り組むものです。

2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付け、住民参画により地域福祉の推進に関する事項を総合的に定めるものです。

村上市総合計画を上位計画として、今後の地域福祉推進のための方向性を示すものです。

3 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

SDGsは、世界的な課題解決に向けて取り組むものですが、各国政府による取り組みだけでは達成が困難であり、企業や地方自治体、学界や市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべての人の行動が求められているものです。

本計画の推進にあたっては、市民一人ひとりの支え合いが地域福祉の基盤となり、持続可能な開発目標SDGsに結び付くものであるため、並行して策定を進めるものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(参考1) 社会福祉法 (抄)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

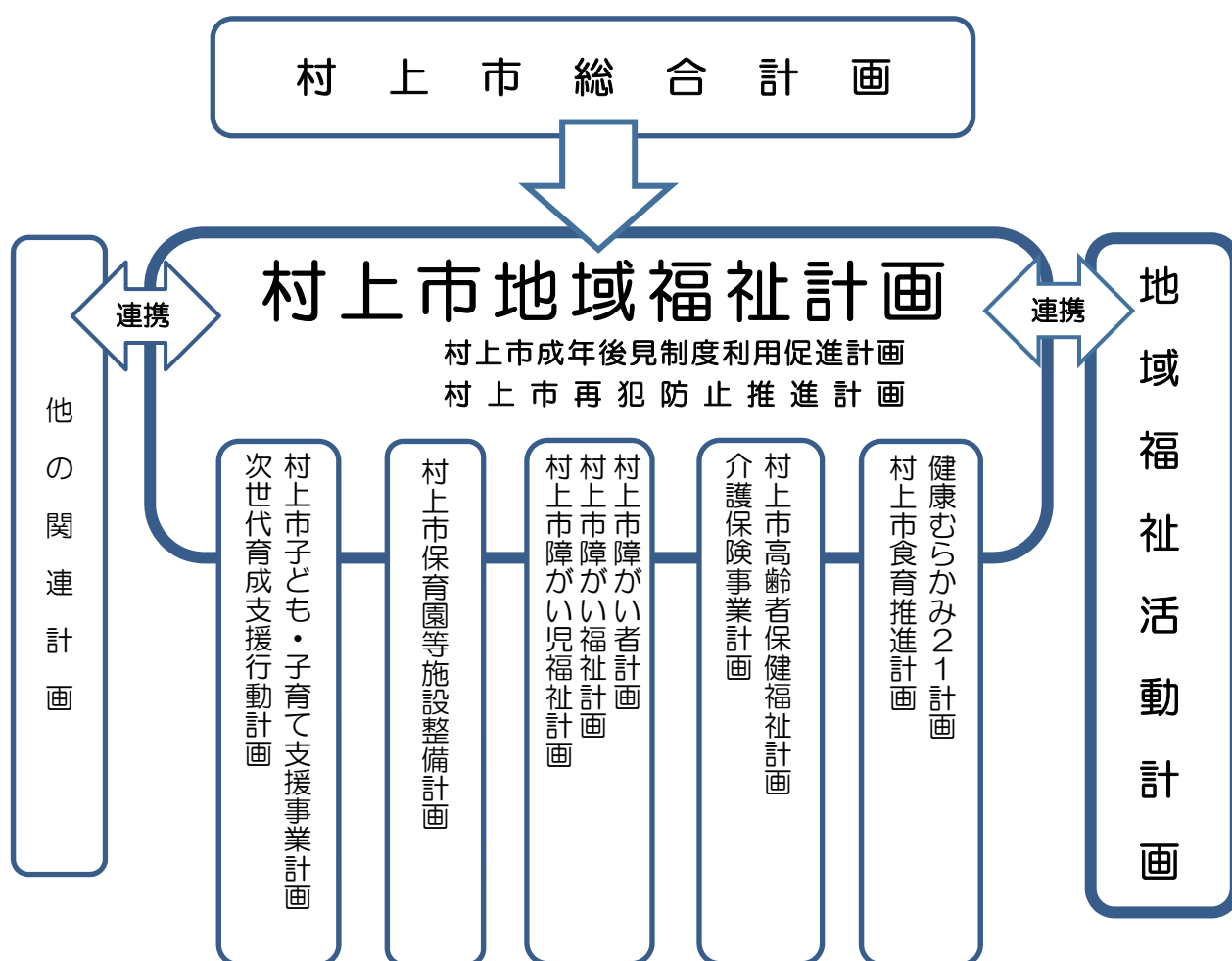
第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあつては(中略)市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 他計画との関係

地域福祉計画は、村上市総合計画を最上位計画とし、地域福祉の総合的な計画であることから、高齢者、障がい者、児童に関する分野横断的の取り組みを進めていくために、個別計画と連携を図りながら策定します。

さらに、この計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に定める「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に定める「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。



5 計画期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間内においても、社会情勢等を的確に把握し、状況の変化に対応する必要がある場合は、適宜見直しを行い計画変更も可能なものとします。

【本市における各計画の期間】

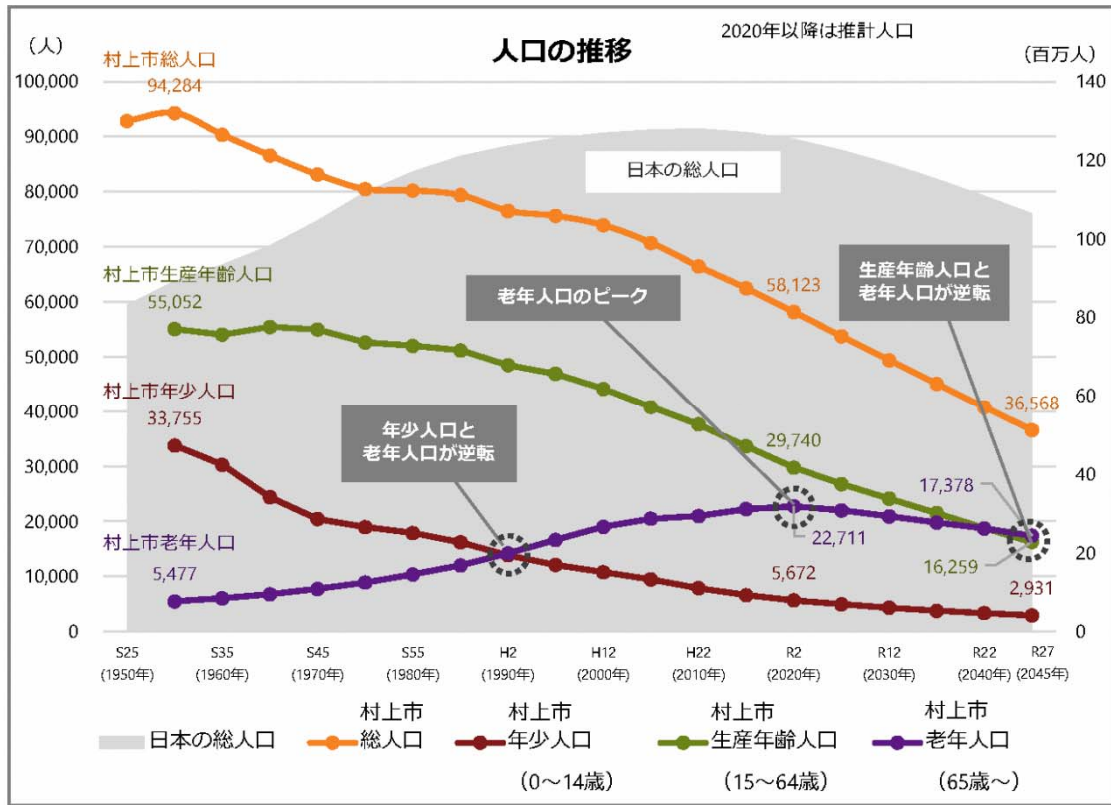
計画の名称	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11 以降
総合計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
地域福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
保育園等施設整備計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障がい者計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
健康むらかみ21計画 食育推進計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
地域福祉活動計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→

第2章

村上市の状況

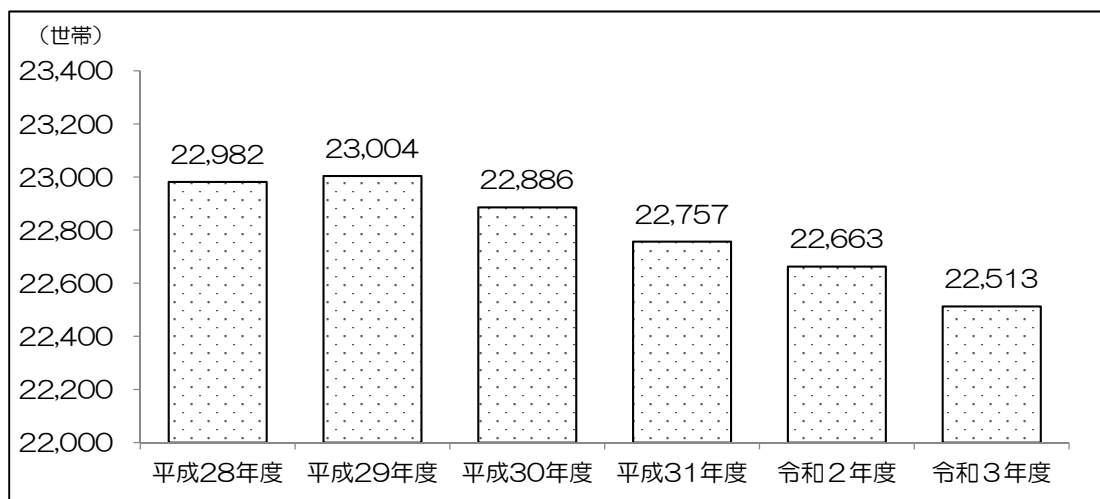
障がい者施設のアート作品

1 人口の推移



■生産年齢人口の減少が 2000 年を過ぎたところから急激に進んでいることがわかります。2045 年には高齢人口と逆転することが予想され、生産年齢の方 1 人に対して高齢人口の方 1 人以上を支えていかなければならない状況が近い将来訪れることが考えられます。

2 世帯の推移

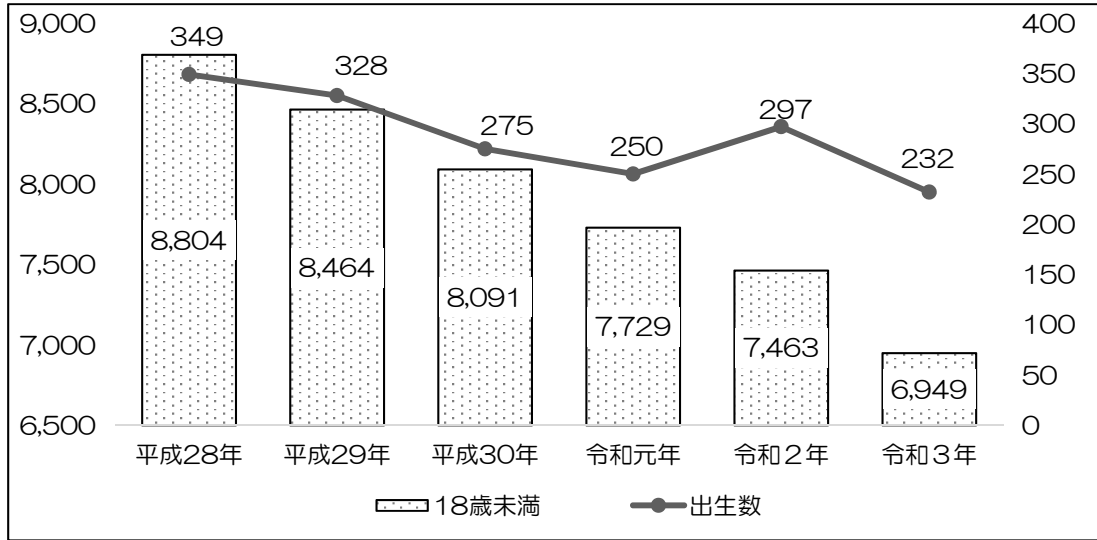


住民基本台帳 4月1日現在

■世帯数は人口の減少にともない、平成 29 年度をピークに緩やかな減少傾向となっています。

3 子どもの状況

出生数と18歳未満の人口

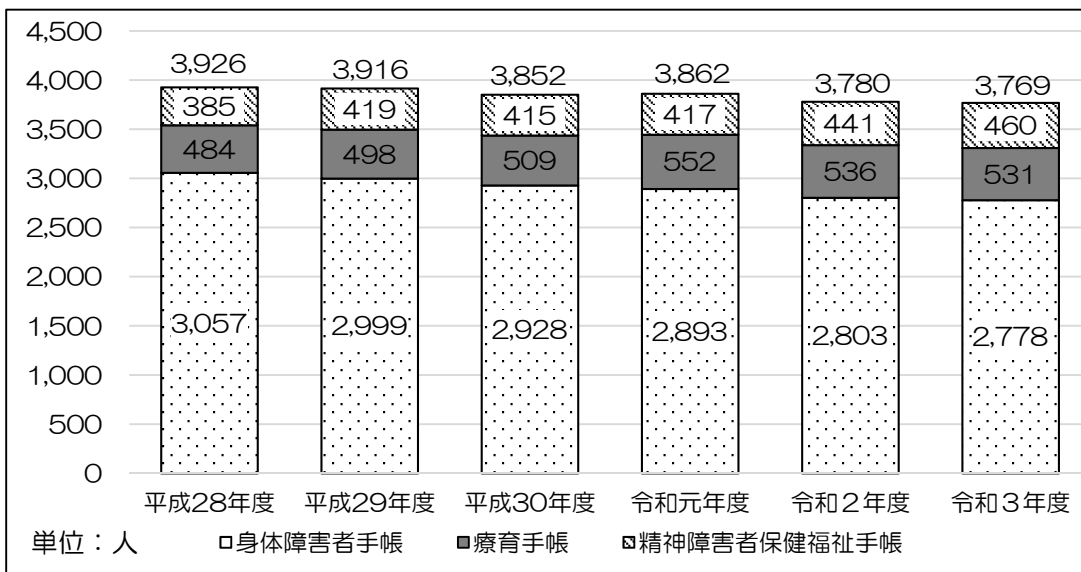


住民基本台帳 4月1日現在

■市の年間出生数は平成28年～令和元年にかけて100人ほど減少しましたが、令和2年は大きく増加傾向がみられました。また18歳未満の子どもの減少も進んでおり、加速する少子化で、今後の生産年齢人口への影響が考えられます。

4 障がい者の状況

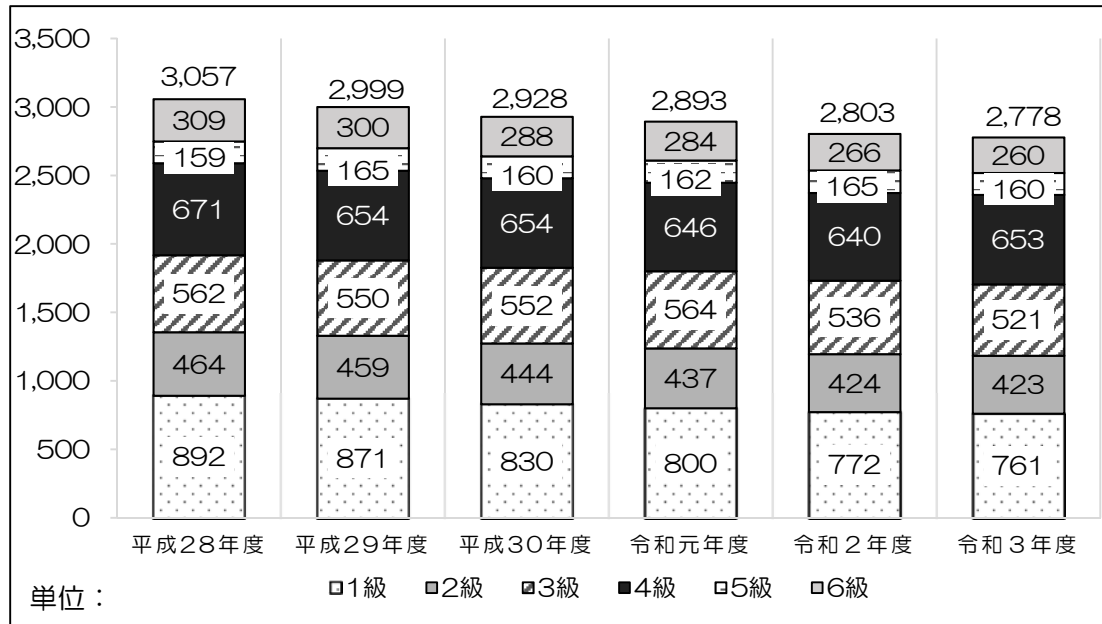
①障がい者の推移



各年度 4月1日現在

■身体障害者手帳所持者数が減少しているのに対して、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあります。

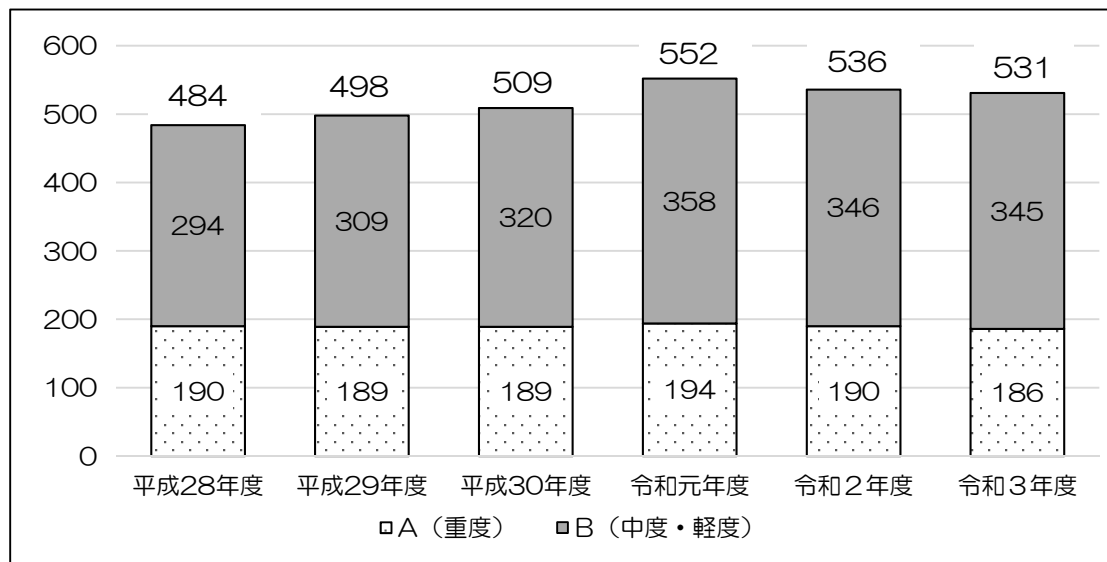
②身体障害者手帳交付者の推移



各年度 4月1日現在

■身体障害者手帳所持者の推移として、2～5級の中階級の等級の人数は大きな変化はありませんが、もっとも重度の1級と軽度の6級は年々減少傾向が見られます。

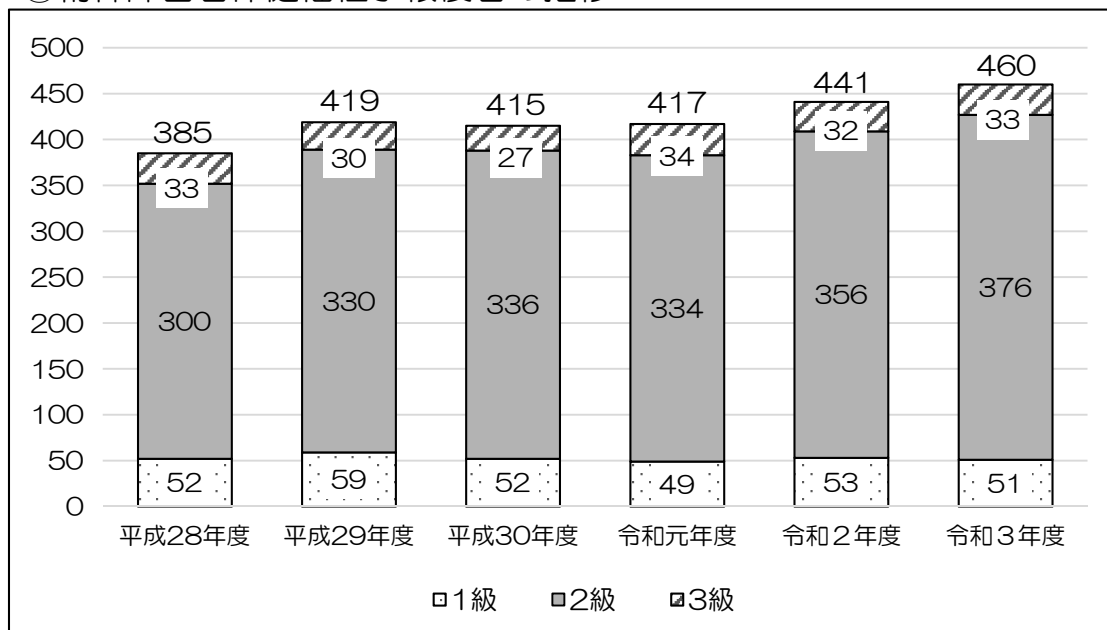
③療育手帳交付者の推移



各年度 4月1日現在

■療育手帳所持者の推移として、A (重度) の人数はほとんど増減がなく横ばいの傾向がありますが、B (中度・軽度) の人数は年度によって増減を繰り返しています。

④精神障害者保健福祉手帳後者の推移

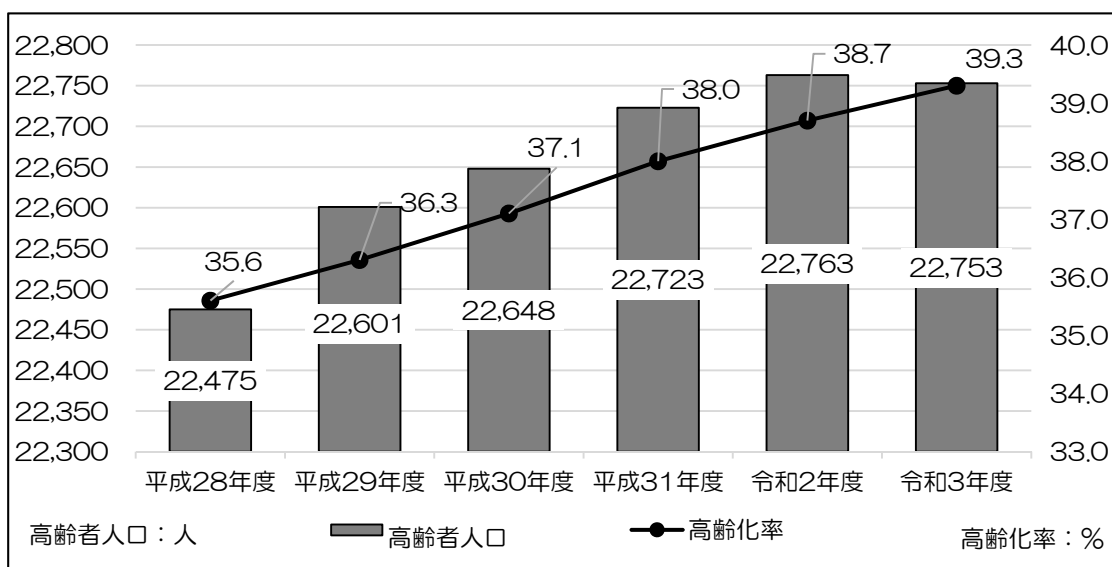


各年度 4月1日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移として、重度の1級と軽度の3級の人数はほぼ横ばいの傾向となっていますが、2級の人数は増加傾向があり、全体としても増加しています。

5 高齢者の状況

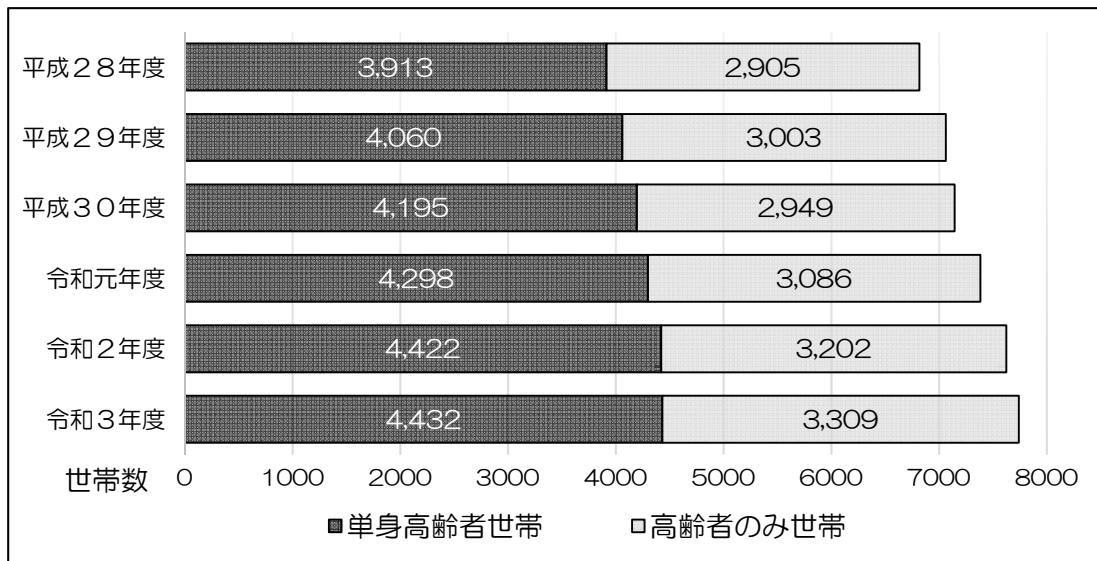
①高齢者数、高齢化率の推移



住民基本台帳 4月1日現在

■高齢化率は年に0.7~0.9%ずつ増加し、この数年のうちに村上市の高齢化率は40%を超えることが予想されます。
令和3年度にはじめて高齢者人口が減少しています。

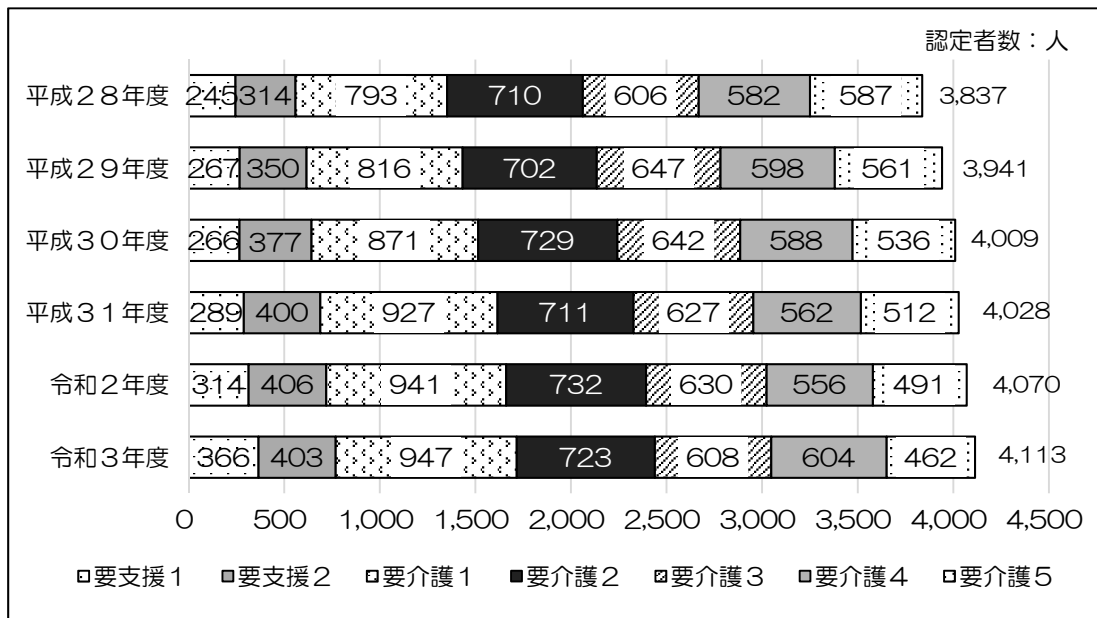
②65 歳以上の世帯の推移



住民基本台帳 4月1日現在

■高齢化率の上昇にともない、年々単身高齢者・高齢者のみ世帯の増加がみられます。特に単身高齢者世帯は平成28年度から500世帯ほど増加しています。

③要介護（要支援者）認定者数の推移



各年度 4月1日現在

■高齢者数の増加にともない、要介護（要支援者）認定者数が年々増加しています。要支援1～要介護1の軽度の区分の方は増加傾向があり、反対に要介護5の重度の区分の方は年々減少傾向となっています。

6 国民健康保険 疾病分類別（中分類）分析

①入院

単位：％

区分	1位		2位		3位		4位	
平成29年度	精神	20.5	新生物	19.1	循環器	13.7	筋骨格	9.2
平成30年度	新生物	19.0	精神	17.9	循環器	13.8	神経	11.3
平成31年度	新生物	17.7	精神	16.2	循環器	15.8	神経	11.7
令和2年度	新生物	17.1	精神	16.6	循環器	16.3	神経	10.6

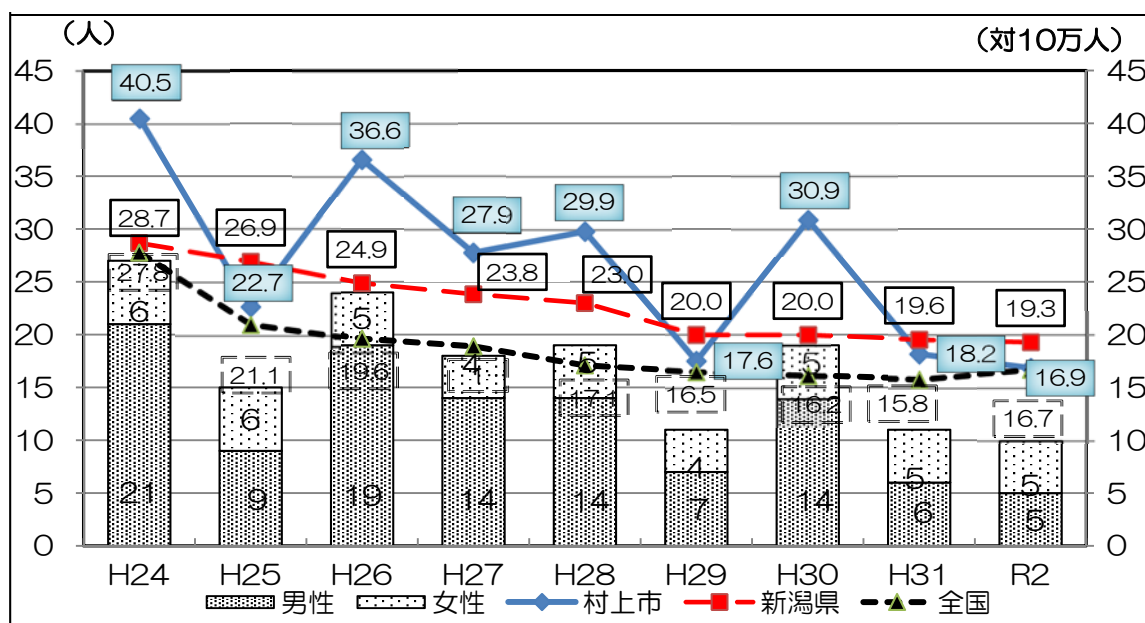
②外来

単位：％

区分	1位		2位		3位		4位	
平成29年度	循環器	16.7	内分泌	14.6	新生物	11.4	尿路性器	10.2
平成30年度	循環器	14.8	内分泌	14.7	新生物	12.6	尿路性器	10.9
平成31年度	内分泌	15.2	循環器	14.7	新生物	14.0	尿路性器	10.0
令和2年度	新生物	16.7	内分泌	14.7	循環器	14.6	尿路性器	9.6

(出典：KDBシステム 医療費分析(2)大、中、細小分類)

7 自殺者数・自殺死亡率の年次推移



第3章

基本理念と基本目標

障がい者施設のアート作品

1 基本理念

みんながつながり 支え合うまち 村上 ～あなたも私もあの人も～

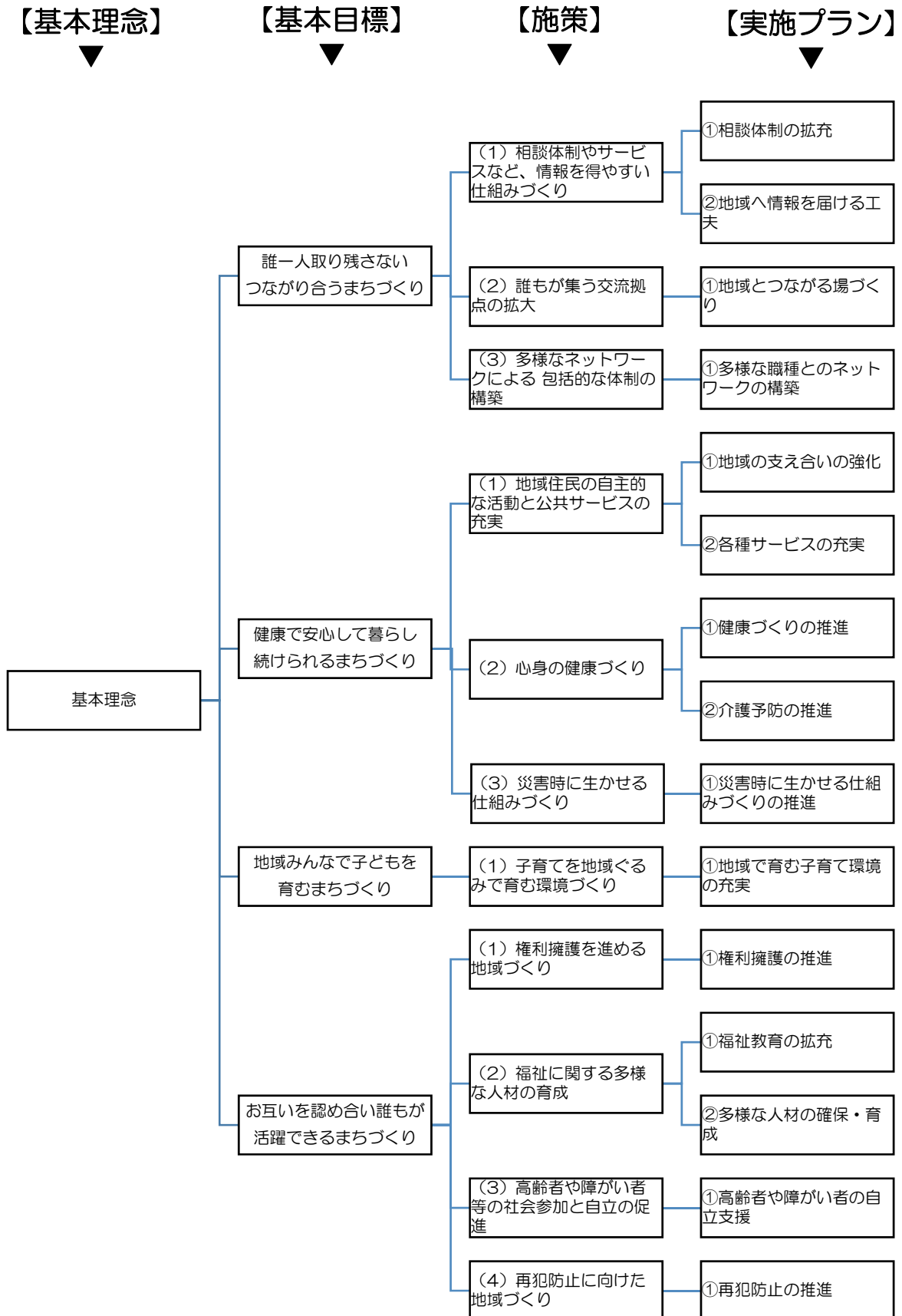
市民みんなが、人やさまざまな関係団体・制度とつながり、市民一人ひとりの支え合いが地域福祉の基盤となり住みやすい村上市に取り組むためこの基本理念を掲げます。

健康で安心して暮らし続けられる村上市のために、つながり合い、お互いを認め合い、みんなで子どもを育み、みんながつながり支え合うまちに取り組むため次の基本目標により計画を展開します。

2 基本目標

- (1) 誰一人取り残さない つながり合うまちづくり
- (2) 健康で安心して暮らし続けられるまちづくり
- (3) 地域みんなで子どもを育むまちづくり
- (4) お互いを認め合い誰もが活躍できるまちづくり

3 計画の体系



第4章

計画の展開

障がい者施設のアート作品

計画を展開するにあたり、四つの基本目標を実現するため、アンケートや住民へのヒアリング、さらには第1期村上市地域福祉計画及び第1期村上市地域福祉活動計画の進捗状況を反映し、現在求められていることに対して、施策の推進として実施プランを設定しました。

それぞれの実施プランには、施策として村上市が取り組むことのほか、地域住民ができること、民間企業・団体及び社会福祉協議会が取り組むことを掲載しています。

*（アスタリスク）がついている用語については、巻末の用語集で説明しています。

【基本目標 1】

誰一人取り残さないつながり合うまちづくり

我が事として近隣の方に関心を持ち、SOSを見つける、またはSOSを出しやすい地域づくりを進めます。コロナ禍であるからこそ、お互いがつながり合うことで孤立を防ぎ、地域の一員であることを意識できるような取り組みを行います。

施策（1）

相談体制やサービスなど、情報を得やすい仕組みづくり

【求められていること】

- ・子育て世代から高齢者まで気軽に相談ができるよう包括的な連携体制や、緊急相談体制を整備することが必要です。
- ・同居人が居ながら問題を一人で抱え込んでいる現状が伺えます。新たな介入方法を検討し、SOSを見つける、SOSを出しやすい地域づくりが必要です。
- ・市報やチラシ、ホームページ等を含め、時代に即した情報発信を行い、市からの情報・地域住民の声が双方向に届く仕組みづくりが必要です。

アンケート・ヒアリングからの声

【アンケートから】

- 何か困ったときの相談相手として、家族や友人が大部分を占めており、自助力の高さが見られます。
- 市役所や社会福祉協議会などの機関への相談もわずかながら増えています。
- 一方で、どこに相談したらよいか分からない、人に知られることが嫌だ、などの声も増えています。
- 地域での助け合い活動をどのようにして進めればよいのか、CSW*のような専門相談員の充実を望む声が変わらずあります。
- 気軽に何でも相談できる体制づくりが必要だと感じている方が多くなっています。
- 市報やホームページ、新聞・テレビなどマスコミからの情報取得が多くを占めています。
- 近所や友人からの情報取得が大きく増えています。
- 民生委員・児童委員*や保護司会*、社会福祉協議会などの活動があまり知られていません。
- 成年後見制度*や更生保護活動*など、制度やサービスそのものの周知不足を感じているようです。

【ヒアリングから】

- 困ったときにどこに相談すれば良いか分からない。
- 相談窓口があるのは知っているが、気軽に相談しにくい。
- 相談を受けても、それをどこにつなげればよいか分からない。
- 本当の意味での総合相談機能があちこちの窓口にあり、情報は常に共有できるようになれば良い。
- 相談できる場所の情報があまり知られていない。
- どんなサービスや制度があるのか分かりやすい情報発信があれば良い。
- 多くの情報の中から選べるような仕組みが必要。
- 民生委員・児童委員や老人クラブなどの活動紹介の場が不足している。

相談しやすい環境づくりと解決に向けて、あらゆる分野の機関がチームとなり支援できる仕組みづくりを目指します。

市の取り組み

○相談体制の拡充

- ・様々な相談に的確に対応できるよう、関係機関・関係団体との連携による相談体制を強化し、専門的かつ総合的に支援します。
- ・休日や夜間等の相談体制も検討します。

○アウトリーチ*の体制強化

- ・関係機関との連携やアウトリーチの体制強化により、支援につながっていない人や、希死念慮・自殺念慮*の人をいち早くキャッチするなど、早期に支援へとつなぐための取り組みを行います。

住民ができること

- 不安なことや心配なことは、家族や知人に相談したり、「地域の茶の間・サロン*」等に参加し話してみましよう。
- 相談を受け、自分たちだけで解決できない時には、他に相談できる場があることを教えましよう。
- 近隣の方に関心を持ち、困っている人がいたら区長や民生委員・児童委員*、市や社会福祉協議会に相談してみましよう。

民間団体・企業の取り組み

- 気軽に相談できる窓口として、情報提供に努めるとともに、相談関係機関との連携を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

○相談窓口の利用促進と周知

- ・心配ごと相談所*、生活福祉資金貸付*、小口資金貸付*、生活困窮者自立支援事業*などについて、社会福祉協議会の広報誌やホームページ等で周知・利用促進を図ります。

○相談支援機能の充実と検討

- ・定期的に相談員・職員等担当者によるケース検討や研修会を開催し、個々の相談対応能力の向上に努めます。
- ・CSW（コミュニティ・ソーシャルワーカー）*の配置による相談支援のアウトリーチ体制について検討していきます。

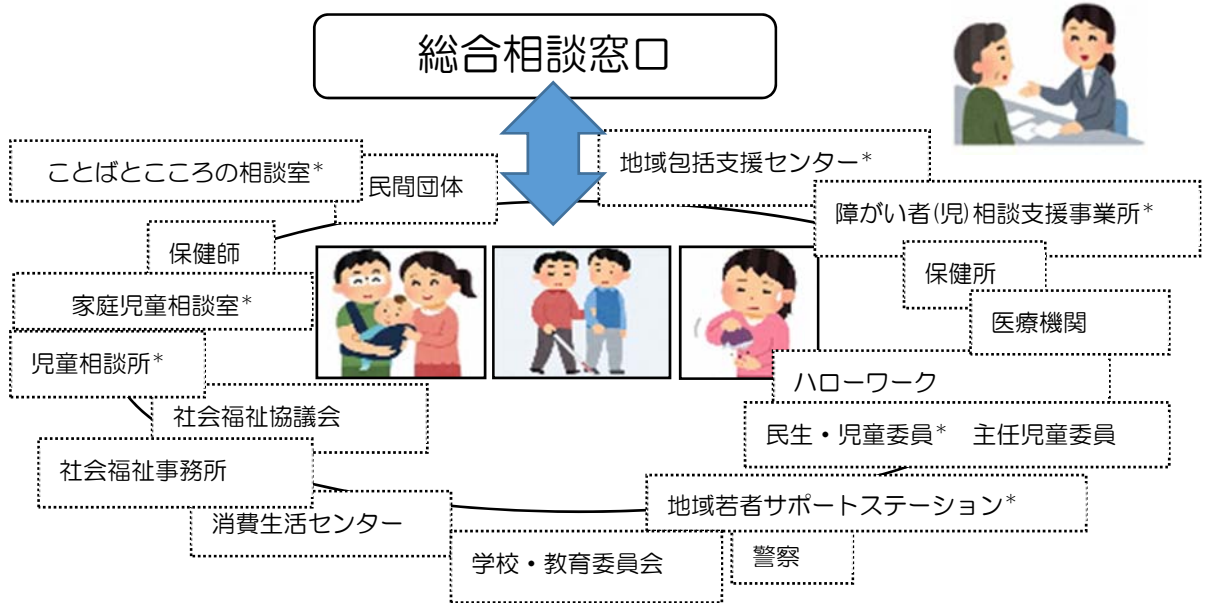
基本目標 1ー(1)	実施プラン② 地域へ情報を届ける工夫
多様なサービスから選べるよう、情報を得やすい体制を目指します。	

市の取り組み
○地域へ情報を届ける工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・市報とホームページや SNS*などのデジタルツールを組み合わせた情報発信を行い、幅広い世代に対応した情報を得やすい広報の充実を図ります。

住民ができること
○市や社会福祉協議会の広報誌、ホームページなどを利用して、積極的に情報を得るようにしましょう。 ○「知らなかった」ということがないように、家族や知人、ご近所で情報交換をしましょう。

民間団体・企業の取り組み
○周知したい情報を、社会福祉協議会等の広報誌やホームページを活用して発信していきます。 ○民生委員・児童委員*、保護司会*や老人クラブなどの団体は、活動に理解を得るため、独自の便りを発行するなど活動紹介に努めます。

社会福祉協議会の取り組み
○情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌の定期発行やホームページの更新頻度を高めるなどわかりやすく役立つ情報を提供します。 ○「くらしの便利帳（福祉版）」（仮称）の発行の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係の情報をまとめた冊子「くらしの便利帳（福祉版）」（仮称）の発行について、市内事業所などと一緒に検討していきます。



施策（2）

誰もが集う交流拠点の拡大

【求められていること】

- ・一人ひとりが抱える不安や心配ごとを、みんなで一緒に考え解決できる地域をつくる上で、子どもから高齢者まで色々な世代の人や、障がいや特性のある人*など、性質を問わず誰もが気軽に相談や交流のできる場所が必要です。
- ・高齢者が集う居場所としては、自治会を単位とした介護予防事業や「地域の茶の間・サロン*」などがありますが、高齢化などにより参加者の減少や取り組めない自治会があるため、地域全体で取り組めるような働きかけが必要です。

アンケート・ヒアリングからの声

【アンケートから】

- 近所でのあいさつや話をする関係性は9割を占めており、近所づきあいは概ねできています。
- 地域行事やボランティア活動については、子どもに関する活動への関心が高くなっています。
- 家を行き来するような近所づきあいや地域活動を継続・活発化することは大切と思いつつも、実際に活動する・活動したいと思う人は減少傾向にあります。
- 地域課題を解決するために、行政と地域が対等な立場で協力し合うことが望ましいと感じている人が増えています。

【ヒアリングから】

- ご近所づきあいや地域行事があり、世代間の交流やつながりはある。
- コロナ禍のため集まりがなくなったことで、より隣近所を気にし合うようになった。
- 行事がないと集える場が少ない。
- 転入者や外国人などが気軽に行ける居場所がほしい。

子どもから高齢者まで色々な世代の人や、障がいや特性のある人*など誰もが気軽に交流することで、一人ひとりが抱える不安や心配ごとをみんなで一緒に考え解決できる地域を目指します。

市の取り組み

○地域とつながる場づくり

- ・子どもから高齢者、また、障がいや特性のある人など、誰もが気軽に交流や相談ができる場所（拠点）づくりを、関係機関と地域住民の相互により進めます。

○住民同士のつながりの強化

- ・出前講座*や健康教室などいろいろな事業を組み合わせ、地域住民が主体となつての取り組みが増やせるよう働きかけていきます。

住民ができること

○ご近所であいさつや声かけをし、地域の中で「顔の見える関係づくり」を引き続きしていきましょう。

○ご近所で日常生活上の不安や心配なことがある方を気にかけて、変化があったときは地域の人同士で相談し合ひましょう。

○地域の行事や集まりなどには積極的に参加しましょう。

○自治会で助成金などを活用して、地域行事や支え合い活動を積極的に企画しましょう。

民間団体・企業の取り組み

○多世代を対象とした地域住民との活動の実施を検討します。

社会福祉協議会の取り組み

○「地域の茶の間・サロン*」活動の推進

- ・高齢者が地域の人たちと一堂に集う「地域の茶の間・サロン」活動が継続運営できるよう支援するとともに、その「地域の茶の間・サロン」が広く住民の交流拠点となるよう働きかけをしていきます。

○生きづらさを抱える人への支援

- ・コミュニケーションを取るのが苦手、仕事が続かないなど様々な生きづらさを抱えた人が集える居場所「生きづらさを抱える人向けのサロン（みつば）*」を実施します。

○一人暮らし等高齢者への支援

- ・一人暮らし等高齢者の孤独感の解消やお互いの親睦を深めるため、地区別の昼食会等を開催します。

○外国人・転入者などへの支援の検討

- ・外国人や転入者が村上市に住み慣れ、日常生活全般に関する不安や孤独感が解消されるよう、交流の持てる居場所づくりを検討します。

☆身近な事例～地域の茶の間・サロン～☆

コロナ禍で開催できない時は、自宅で出来る脳トレ教材を配付し訪問型に変えたり、「やっぱり顔を合せたい」と屋外・短時間で開催する等、それぞれ工夫した活動が行われています。



☆身近な事例～みつば～☆

コミュニケーションを取るのが苦手、仕事が続かない、行く所がないなど社会の中で何らかの生きづらさを感じている人が自由に集う場で、相談したり、お互いにおしゃべりすることで、不安や悩みなどが軽減されているようです。



施策（3）

多様なネットワークによる包括的な体制の構築

【求められていること】

- ・近所づきあいの希薄化や地域行事への参加数が減少するなど、個人の生活様式や環境が変わってきています。身寄りのない高齢者や8050問題*など複合的な課題を抱えたケースが増えているため、地域や複数の関係機関で対応していく必要があります。
- ・自殺リスクの高い人は、複数の深刻な課題を抱えているケースが多く、他分野の関係機関と連携を図りながら早期に対応することが必要です。

アンケート・ヒアリングからの声

【アンケートから】

○どんな問題でも相談できる場所があることが重要という意見が多くあります。

【ヒアリングから】

- 安否確認訪問は、民生委員・児童委員*や老人クラブなど複数の組織が実施しているが、その情報共有ができていない。
- ごみ屋敷の片付けの際には、多方面の支援が必要である。
- 学校給食や企業の食品ロスをフードバンク*などが活用して、貧困世帯へ支援できる仕組みがあれば良い。
- 就労（移行・継続）支援から障がい者雇用へステップアップのための企業との連携が不足している。
- 老人クラブなど元気な高齢者の活動できる場を生み出すため多業種との連携があれば良い。
- 医療や福祉、教育だけでなく、農業や観光などを含めた機関の意見交換の場があれば良い。
- 飼い主の入院中や、亡くなった際に残されたペットの問題がある。

☆身近な事例☆

ある一人暮らしの方のお宅で、使用済のオムツやごみなどが自宅内に溜まっていることがありました。いわゆるごみ屋敷です。そのような課題に対して、行政でできる役割、民間事業者や地域住民でできる役割など横断的な協力体制が必要となります。

☆身近な事例☆

身寄りがない方やいても疎遠になっている方で、猫や犬を飼っている場合、その方が入院などで世話ができなくなったとき、さらには経済的に困窮している場合などが複合された場合、どのような支援ができるかが課題となっています。

基本目標 1－(3)	実施プラン① 多様な職種とのネットワークの構築
多種多様な職種とのネットワークにより、制度の狭間にある課題に対して、包括的に解決していける体制を築きます。	

市の取り組み
<p>○多様な職種とのネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係事業所・NPO 法人*・社会福祉協議会などの多種多様な職種とのネットワークにより、様々な課題に対し適切な機関とつながれる包括的な体制を進めます。 ・複合的な課題解決のため、重層的(包括的)な連携体制を整備します。 <p>○横断的な連携の相談会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の問題を抱えた相談に一個所に対応できるよう、様々な専門職による総合相談会を行います。

住民ができること
<p>○各種団体や組織、施設などの機能や役割を日ごろから知っておきましょう。</p> <p>○住民同士がアイデアを出し合い、つながり助け合える仕組みづくりを考えましょう。</p>

民間団体・企業の取り組み
<p>○市や社会福祉協議会などが開催する多職種異業種間の意見交換会に積極的に参加します。</p> <p>○異業種と思える分野でも、福祉やまちづくりにもつながることを見据えて参画していきます。</p>

社会福祉協議会の取り組み
<p>○多職種異業種間の意見交換会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の相談援助活動がより円滑に行え、複合的なニーズや諸問題に適切に対応できるよう多職種異業種間の「顔の見える関係性」を築くための意見交換会を実施します。 <p>○社会福祉法人等との連携・体制づくり（ネットワーク化）の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独の機関や制度・サービスだけでは対応しきれない複合的な課題を把握し対応するため、それぞれの専門性を持ち寄って学び合い、複合的な課題の解決や地域づくりに取り組むために、社会福祉法人等との連携・体制づくり、ネットワーク化について検討していきます。

総合相談係の看板などの写真



【基本目標 2】

健康で安心して暮らし続けられるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で健康かつ活力のある暮らしができるよう、受け手・支え手にとらわれない、地域での支え合い力を日頃から高め、災害時でもそれが生きる地域づくりを推進していきます。

施策（1）

地域住民の自主的な活動と公共サービスの充実

【求められていること】

- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、多様化するニーズに対応したサービスの提供が求められています。また、ちょっとした困りごとは地域で解決できる仕組みづくりが必要です。
- ・フードバンク*活動やリユース*活動を行う市民団体の地域福祉活動の活性化や市民参画の拡大に向け、官民一体となった取り組みや新たな社会資源の開拓が必要です。

アンケート・ヒアリングからの声

【アンケートから】

- 困ったとき、声かけや除雪など地域でもらいたいと思う人が多くいます。
- 近所で困っている人に対して、声かけや災害時の手助けなどできる範囲で支援したいという意識が高いです。
- 支援したいが何をすればよいか分からないという声も聞かれます。
- ボランティア活動への参加意欲が減ってきています。
- 住民同士が支え合うためには、一箇所でもどんな問題でも相談できる場所が必要だという声が多く聞かれました。
- 民生委員・児童委員*や社会福祉協議会の活動内容があまり知られていません。
- 自身や家族の老後のことについて、不安に感じている人が多くいます。
- 通院や買い物などに困っている人がいるほか、将来、運転免許証を返納した後に不安を感じている人も多くいます。

【ヒアリングから】

- ご近所同士で声をかけ合ったり、できるだけ助け合っているが、地域により事情は異なる。
- 自分の子どもや近くに住む親戚に助けられている。
- 買い物など今は何とか大丈夫だが、2~3年後は不安である。
- 除雪など、隣近所も高齢者ばかりなので助け合うことも限界がある。
- 今の地域の支え合い活動は役員の負担が大きい。
- 運転免許証返納により移動手段がない中で、買い物や通院の送迎を友人・知人に頼むこともあるが、毎回では頼みづらい。
- バスはあるが、バス停までが非常に遠い。また、荒天時や猛暑時には待っているのも大変である。
- 市の講座など参加したい催しがあっても、移動手段がないため参加できない。
- 小さなバスでもっとたくさんの便があれば良い。
- 運転免許証を返納した人へのタクシー券配布や、代わりになる移動手段があれば良い。
- 移動販売など増えてきているが、まだ不足している。助成などがあれば参入する業者も増えるのではないか。
- 住んでいる地域によって使えるサービスに格差がある。

基本目標2ー(1)	実施プラン① 地域の支え合いの強化
<p>日常生活のちょっとした困りごとを住民同士で助け合う地域づくりを進めるとともに、持続可能な取り組みを目指していきます。</p>	
<p>市の取り組み</p>	
<p>○地域の支え合いの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認の声かけや玄関前の除雪など、自治会を単位とした支え合いの仕組みができるよう、出前講座*等により自治会に働きかけを行います。また、住民ボランティアのすそ野を広げ、自治会で支え合う、マッチング機能も含めた体制づくりを進めます。 <p>○包括的な助け合いの仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリー*の実践などを通じて、支援を必要とする当事者やその家族に対し、市民や地域が主体となった包括的な助け合いの仕組みづくりを進めます。 <p>○地域包括ケアシステム*の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支え合い活動に取り組む地域を増やしていくため、「互近所ささえ～る隊*」活動を拡大・強化していきます。 <p>○その他の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク*活動等に取り組む団体への支援や連携を進め、様々な状況下にある生活困難者を支えています。 	
<p>住民ができること</p>	
<p>○地域で行っている見守り活動などに、できる範囲で参加し人の役に立てる喜びを感じましょう。</p> <p>○ボランティアに参加してみましょう。また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などに、どんな活動があるか聞いてみましょう。</p>	
<p>民間団体・企業の取り組み</p>	
<p>○老人クラブやNPO 法人*、企業は、ボランティア活動に参加する意識を高めます。</p>	

社会福祉協議会の取り組み

○小地域活動への支援

- ・住民同士の支え合い活動が小地域（町内・集落）で実施できるよう、「互近所ささえ～る隊*」活動の推進と「ご近所活動助成金*」などで支援していきます。

○地域福祉懇談会の実施

- ・社会福祉協議会のことを知ってもらうため、また、市民の地域福祉への関心を高めるとともに、地域情報の共有、地域課題把握のため、地域福祉懇談会を実施します。

○暮らし支えあい事業「ささえあい村上*」の拡充

- ・「ささえあい村上」を継続し、さらに住民相互の助け合いを広めるため、協力会員の増強に取り組みます。

☆身近な事例☆

町内で、一人暮らしの高齢者に対して、冬期間の除雪支援・月に1回の安否確認活動など年に数回のお弁当配食活動をすることで、顔の見える関係性をつくり、困っていることの早期発見や周囲の人がご近所に関心を持つ活動をしているところが増えています。



運転免許証返納をはじめ自家用車を持たない方の移動手段の利便性を図るとともに、様々な公共サービスや住民相互の支え合いにより、いつまでも住み続けられる地域づくりを目指します。

市の取り組み

○各種サービスの充実

- ・高齢者の生活を支援し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者福祉や介護サービスの提供を行います。また、市民の多様なニーズに対応するため、サービス内容の見直しや改善を行います。

住民ができること

- 既存の公共交通機関やのりあいタクシー*、まちなか循環バス等をできるだけ利用しましょう。そのうえで、より利用しやすくするための意見を出し合いましょう。
- 自身が買い物に行く際、ご近所で移動手段のない方や重い・大きい品物の買い物などが困難な方に声を掛けてみましょう。

民間団体・企業の取り組み

- 行政や他団体と連携して、地域貢献として買い物支援の取り組みなどを検討していきます。

社会福祉協議会の取り組み

○各種福祉サービスの実施と利用促進

- ・理美容費助成事業*、手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業*、視覚障がい者支援事業*などの福祉サービスを実施します。
- ・広報誌やホームページ以外の広報媒体も検討し、利用促進を図ります。

○移動支援を行う団体等への支援

- ・移動支援を行う団体等に対し、車両貸出などの支援を行います。

○介護保険事業の充実

- ・介護保険事業について、利用者が満足でき、家族や地域から信頼される事業所を目指すとともに利用促進を図ります。



☆身近な事例☆

車いす対応の軽ワゴン車は、車いすの方の通介助などで活用されています。8人乗りミニバン車は、町内などで買い物ツアーなど行う際に活用されています。いずれも運転手はご家族や町内の有志の方々で行っています。

公共交通機関が不足している地域やあっても不便な場合もあり、移動に関する支援は今後も大きな課題として考えていく必要があります。



施策（2）

心身の健康づくり

【求められていること】

- ・住民一人ひとりが健康に対する意識を高め、運動を習慣化できるように、地域一体となって実践できるような健康づくりや介護予防活動を展開していく必要があります。
- ・健康寿命*の延伸のため、介護予防事業の充実と健康格差*の縮小を目指し、これまで生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点をおいた取り組みを進めてきました。死亡や要介護などのリスクとなる虚血性心疾患や糖尿病性腎症等の有病者の割合は少しずつ改善が見られます。しかし、住民が自身の健康状態を把握するための特定健康診査の受診率は県平均を下回っており、各種がん検診の受診率は伸び悩んでいるため受診率向上に向けた取り組みが必要です。

アンケート・ヒアリングからの声

【アンケートから】

○日常生活の中で、自分や家族の健康のことで悩み不安に思っている人が多いです。

【ヒアリングから】

○健康に対する意識は低いと感じられる。

○若い世代の体力低下や運動不足を感じる。託児支援とセットで気軽に参加できる健康教室などをもっと増やしていった方が良い。

○潜在的な運動力向上のニーズはあるが、実践には至っていない人が多い。

○健康づくりや介護予防に係る行政の予算が削減されており、参加者の負担額も増えることで参加が減るといった悪循環が見られる。



健康に対する意識を高め、健康寿命*を延ばすことで、みんなが健康で元気な地域を目指します。

市の取り組み

- 健康づくりの推進
 - ・生活習慣病の発症や重症化予防を推進するとともに、健康寿命の延伸や健康格差*の縮小のために、健康無関心層に対する健康づくりに関するアプローチや、生活習慣病などの疾病予防対策を引き続き一体的に実施します。
- 受診率向上の取り組み
 - ・受診しやすい健（検）診体制づくりや、健（検）診の重要性に関する広報・啓発活動などにより、特定健康診査やがん検診の受診率向上を図ります。

住民ができること

- 知人や家族を誘い合って、運動教室などに積極的に参加しましょう。
- 日常生活の中で、できる運動を継続し、健康を維持しましょう。
- 健康診断は必ず受けましょう。また疾病が重症化しないよう早めに受診するなど、自分はもちろん周りの人にも声を掛けましょう。

民間団体・企業の取り組み

- 従業員のメンタルヘルス対策を行うとともに、健（検）診受診率の向上を図ります。
- 親子で楽しく参加できる健康づくり事業を実施します。

社会福祉協議会の取り組み

- 健康に関する出前講座の検討
 - ・「地域の茶の間・サロン*」など住民が集まる機会に、看護師や介護支援専門員・栄養士などの専門職等が講話を行うことを検討します。
- 「湯ったり塾*」事業の実施
 - ・ゆり花温泉を活用し、高齢者の健康促進のため、「湯ったり塾*」（市委託事業）を実施します。

介護予防や認知症予防など地域全体で見守り支え合う地域包括ケアシステム*を強化し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくりを拡充していきます。

市の取り組み

○介護予防の推進

- ・効果的な介護予防事業を市内全域で開催し、健康寿命*の延伸を図ります。

住民ができること

- 困っている人を見逃さない地域を作りましょう。
- 介護予防・健康教室など、知人を誘い参加するなどして介護予防に努めましょう。

民間団体・企業の取り組み

- 他事業所・団体と連携し、介護予防や生活支援の取り組みを行います。

社会福祉協議会の取り組み

○介護予防に関する出前講座の検討

- ・「地域の茶の間・サロン*」など住民が集まる機会に、介護士や栄養士などの専門職等が講話を行うことを検討します。

○介護事業所での介護予防事業の実施

- ・介護事業所で利用者以外の人を対象にした介護予防事業を実施します。

☆身近な事例☆

市の介護予防事業「みんなで笑おう元気アップ教室」

総合型スポーツクラブ*の健康運動指導士等が町内・集落の集会所等へ出向き、転倒予防のための筋トシ・ストレッチ、認知症予防のための脳トシ、むらかみ体操などを指導し、みなさんに楽しい教室を提供しています。



施策（3）

災害時に活かせる仕組みづくり

【求められていること】

- ・ 災害による被害を軽減するためには、地域ぐるみで防災意識の醸成に向けた取り組みを進める必要があります。
- ・ 災害時に避難行動要支援者*が円滑かつ迅速に避難できるよう、地域における支え合いや助け合いの活動がより一層進んでいくことが求められます。

アンケート・ヒアリングからの声

【アンケートから】

- 日常の生活の中で、災害時の備えに関することで不安に感じている人が多くいます。
- 地域で最も望んでいる手助けは、災害時の避難のことです。

【ヒアリングから】

- 災害時に特化した仕組みでなく、平時の仕組みがそのまま災害時に活かせる仕組みづくりが必要（フェーズフリー*）。
- 向こう三軒両隣といった3～6世帯単位を1グループとした組など小単位での地域活動が大事である。
- 世帯単位での避難所に、コンテナや観光バスなどを活用してはどうか。
- 障がいの種別や介護の有無、外国人やペットの有無など、属性ごとに対応できる避難所があれば良い。
- 区長が持つ災害時の避難行動要支援者名簿をもとに、その世帯ごとの支援計画を市のサポートを得て立てられれば良い。



災害時に改めてつくるのではなく、日頃から近隣の人に関心を持ち、お互いに支え合う関係性をつくることで、災害時や有事にもそのまま活かせる地域づくりを目指します。

市の取り組み

- 災害時に活かせる仕組みづくりの推進
 - ・「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の実効性を高めるため、自主防災組織*の役割や重要性を周知するとともに、組織づくりに向けた支援を行います。
- 防災教育の充実
 - ・防災士*の養成等を進め、地域防災力の強化と市民協働の防災体制づくりを推進します。
- 避難行動要支援者等の支援
 - ・災害時に避難行動要支援者*が円滑に避難できるよう、個別避難計画*の作成の推進と情報共有により、地域における避難支援体制づくりを支援します。

住民ができること

- 日頃から向こう三軒両隣を気にかけて、困ったことがあれば助け合う関係性を作りましょう。
- 地域の避難訓練には参加し、家族や職場などで、災害時にどのような行動を取るかも話し合っておきましょう。
- ハザードマップ*の確認のほか、避難時の持ち物を備え、水や非常食などの備蓄もしておきましょう。
- 町内・集落で自主防災組織*をつくり、災害時の避難において支援が必要な方がどこにいるのかを把握するなど、防災意識を高めましょう。

民間団体・企業の取り組み

- 災害時にできる支援を検討し他団体とともにネットワークをつくれます。
- 災害ボランティア講座や研修会に参加し、防災意識を高めます。

社会福祉協議会の取り組み

○災害ボランティアセンター*の設置訓練

- ・有事の際の被災者支援が円滑に行えるよう、住民・関係機関・団体と連携して「災害ボランティアセンター設置訓練」を実施します。

○災害ボランティアの養成

- ・災害ボランティア育成を目的とした「災害ボランティア養成講座」など災害関係の研修会を開催し災害ボランティアを養成します。

○災害時に備えたネットワークの構築

- ・災害時に専門的な支援や情報提供を受けるため、研修会への参加などを通して、民間団体等とネットワーク構築に向けた取り組みを行います。

☆身近な事例☆

村上市では、令和元年に山形県沖地震で山北地域の一部が被災しました。その際、日頃からの隣近所または集落内での声かけ等で避難し、死傷者を出さずに済みました。日頃からの小地域によるつながりがそのまま災害時にも活きました。ただし、屋根上やお墓の修繕など専門技術を要する支援が多く、民間団体・専門技術を持ったボランティアとのネットワーク構築の必要性が見えました。被災住民への丁寧な聴き取りを行い、地元主体の対応策が求められています。



総合相談会のチラシ

シなど



☆身近な事例☆

令和元年には、台風による風水害被害が日本各地で発生しました。風水害のように多くのボランティアの力が必要な場合など、社会福祉協議会では近隣各県へのボランティアバスツアーなどを企画しています。我が事として自分たちでできることを行うとともに、ボランティアバスツアーなど参加できる人はぜひ参加してみてください。



【基本目標 3】

地域みんなで子どもを育むまちづくり

子育てに関する制度の充実や小まめな情報発信など、支援が必要な家庭が情報を収集しやすい環境を整備し、誰もが子育てしやすい地域づくりを推進していきます。

施策（1）

子育てを地域ぐるみで育む環境づくり

【求められていること】

- 子育てをしやすい地域づくりのためには、子育て世帯に対する育児負担軽減を図るとともに、子育てに寄り添った支援体制の整備が望まれます。3歳未満児保育や延長保育などの保育ニーズが多様化しており、民間活力を活用した施設整備や保育士の確保に力を入れる必要があります。
- 核家族化の進行などにより、子育てにおいて家族等の身近な人からのサポートが得にくく、子育てに対する不安や孤立感を抱く人、また、専門性の高い相談内容が増えており、その対応のための組織強化と関係機関との緊密な支援体制の構築が必要です。
- 保育施設の老朽化が進み修繕や整備が早急に必要であり、また、子どもが安全に遊べる屋内施設を望む声が多く寄せられています。
- 全ての子ども達が生まれた環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。ひとり親家庭は、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な場合が多く、金銭的支援を必要としています。

アンケート・ヒアリングからの声

【アンケートから】

○子ども会やPTAなどの育成活動や子育て支援のための活動に参加したいと思っている人は増えています。

○子育てに関する心配ごとや不安を感じている人が多くいます。

○子育て相談や短時間の子どもの預かりなど、支援を求める人もいる一方、支援ができるまたはしたいと考えている人もいます。

【ヒアリングから】

○子育て世代に関わらず、どの世代も集えるような施設や居場所があれば良い。

○市外にあるような遊び場や子育て専門施設があれば、村上市にも多くの人が集まるようになるのではないかと。

○土日の保育園や企業内託児所があれば仕事復帰もしやすい。

○育児中の就労時、休みを取りやすい環境がまだ不十分だと感じる。

○ひとり親家庭であることを後ろめたく見られる面がまだ残っているため、積極的に支援を受けることに抵抗がある。

（裏面に続く）

- ひとり親家庭への養育費確保などを、行政主導で決めてはどうか。
- 放課後等デイサービス*と学童保育*との連携が必要である。
- 次世代を担う子どもたちが、離れても戻って来たいと思えるような地域づくりが必要。
- 町内や集落内で子育てボランティアなどがあれば、通院や買い物、復職などの助けになる。
- 高齢の方々にとって、子育てボランティアなどによりその役割意識を高めることができる。
- ヤングケアラー*世帯が潜在的に多くいると思われる。その世帯・子どもたちへの支援を考えていく必要がある。

☆身近な事例☆

保護者が入院・死去などで日常生活が困難になった場合、子どもたちの食事や家事などをどうするかが課題となります。日常的・長期的な支援が必要となるため、地域やボランティアだけでなく、持続できるような仕組みづくりが必要になります。

子どもは地域にとって大切な存在です。子どもを地域全体で育てる意識を持つとともに、若い世代がずっとここで暮らしたいと思うような環境整備、地域づくりを推進していきます。

市の取り組み

○保育従事者の確保

- ・ニーズの高い3歳未満児保育の受け入れ拡充などに向けて、民間活力の導入や保育士資格取得の支援を行い、保育の供給力確保に取り組みます。
- ・病児・病後児保育*や学童保育*などの保育サービスにより、就労と子育ての両立支援を図ります。

○子育てサポートの充実

- ・保育園児と地域のお年寄りとのふれあい交流活動である、ふれあい交流事業を継続して実施することにより、子育てへの関心を深め、地域全体で子育てを支援するという意識づくりを図っていきます。
- ・村上市ファミリー・サポート・センター事業*により、地域住民同士の子育て相互援助活動の推進を図ります。
- ・子育て世代包括支援センター*では、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談支援を行い、子育て支援メール*や市ホームページにより、必要な情報が必要な人に行き渡り、安心して子育てができるようサポートします。

○施設の充実

- ・保育施設の改修や民間活力の導入による施設整備を推進するとともに、子どもが安心して遊べる施設を整備し、子育て環境の充実に取り組みます。

○子どもの貧困への支援

- ・子どもの生活と健やかな成長を守るための取り組みを進めるとともに、ひとり親家庭等の支援については、個別相談を基本としながらもハローワーク村上と連携し、引き続き高等職業訓練促進給付金*などにより、自立支援に取り組みます。

住民ができること

- 子どもたちの通学時など、お互いにあいさつを交わし、近所の人たちで子どもたちを見守りましょう。
- 町内・集落の集会所などを利用して、育児ボランティアなどができるか考えていしましょう。

民間団体・企業の取り組み

- 民生委員・児童委員*は、登下校時などにおいて見守り活動を行い、子どもたちの様子で気になることがあったら関係機関に相談します。
- 子育てに関する情報を共有するとともに、社会福祉協議会などを活用し情報の発信、事業の充実に努めます。
- 様々な企業・団体と協力して、フードドライブ*やひとり親家庭への支援などを実施していきます。

社会福祉協議会の取り組み

- 生活困窮者等への子どもの学習支援事業の実施
 - ・生活保護世帯及び生活困窮者世帯に対して、関係機関や教育機関等と連携して、子どもの学習支援*を行います。
- 子育て支援活動の支援
 - ・子どもの見守り活動を行う団体、ボランティア、民生委員・児童委員*等に対し、相談や必要な機関等につなぐなど、地域による子育て支援活動をサポートしていきます。
- 有償家事援助サービス事業の検討
 - ・保護者が不在の子どものみ世帯などで、日常生活の援助を必要とする場合について、新たな地域資源として家事援助を行う「有償家事援助サービス事業*」について検討します。

【基本目標 4】

お互いを認め合い誰もが活躍できるまちづくり

地域愛を育み、子どもから高齢者や障がい者の有無に関係なく、誰もが地域の一員として認め合い受容できる地域の中で、様々な役割をもち活躍する機会が得られるまちづくりを目指します。

施策（1）

権利擁護を進める地域づくり

（村上市成年後見制度推進計画）

【求められていること】

- ・一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症等により判断能力が低下した人や障がいを持つ世帯が増加する中で、自ら福祉サービスの利用や金銭管理が難しくなるなど、意思決定の支援が必要な方が増えており支援者が必要です。
- ・認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない状態になっても支援できるよう、成年後見人*等が円滑に活動できるサポート体制が必要です。

アンケート・ヒアリングからの声

【アンケートから】

- 成年後見制度*の内容やどういう方が利用できるのかなど、認知度はあまり高くない傾向にあります。
- 自身や家族の判断能力が不十分な状態になったとき、不動産・預貯金の管理や処分、福祉サービスや入院時の契約などで困っている人が多くいます。

【ヒアリングから】

- 市民後見人養成講座*修了生のスキルアップやその活動をする場が足りない。
- 身寄りなし世帯を支える仕組みが必要ではないか。
- 障がいのある方、もしくは障害者手帳を保持しない特性のある若年層の方の将来について、世帯単位でライフプランニングできる仕組みがほしい。
- すべての人を受容する社会（ソーシャルインクルージョン*）になってほしい。
- 就労支援事業所、親亡き後の住居の確保がまだ不足している。
- 障がいのある方の災害時の対応を平時から話し合う機会があれば良い。

☆身近な事例☆

一人暮らしで身寄りのない方から「病院で手術を受ける際、付き添いが必要と言われた。誰に頼めば良いか。頼む人もいないし、どうしたらよいのか、自分は病気を治したいだけなのに…」というような相談が増えています。

認知症や障がいなどのため自らの判断がむずかしい方の代弁者となり、自己実現・自己決定を支援し安心して暮らしていただける地域づくりに取り組みます。

市の取り組み

○権利擁護*の推進

- ・認知症高齢者や親亡き後の支援が必要な障がい者等の増加が見込まれる中、今後ますます成年後見制度*の需要が高まると予想され、支援を必要としている人を速やかに発見し、相談や支援する体制をつくります。

○市民後見人*の養成

- ・成年後見制度*利用のニーズが増加し、専門職後見人が不足している現状から、地域の身近な担い手として期待されている市民後見人を養成します。

○中核機関の設置と地域連携ネットワーク*の構築。

- ・支援者や関係機関（親族、後見人等、福祉・医療・法律等各種専門職など）がチームとして連携し、成年後見制度*利用の支援が継続できるようなネットワークを構築するとともに、連絡・調整の中核となる機関を設置し、支援の安定と対応強化を図ります。

住民ができること

- 困っている人を見逃さない地域をつくりましょう。困っている人がいれば、市や社会福祉協議会に相談しましょう。
- 認知症や障がい者、特性のある方*への理解を深めましょう。
- 将来の不安に備え、成年後見制度*や福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業*などを活用しましょう。
- 虐待やDV*を発見したり、疑われる場合は、関係機関に通報しましょう。

民間団体・企業の取り組み

- 市・社会福祉協議会が実施する市民後見人養成講座*や成年後見制度*に関する講演会などに積極的に参加し、理解を深めます。
- 認知症や障がいについて理解し、就労体験の受け入れや雇用について関係機関との連携を図ります。
- 身寄りなしの方の入院・入所、老後など生活における不安を軽減できるよう関係機関が連携します。

社会福祉協議会の取り組み

○日常生活自立支援事業*の実施

- ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち日常生活を送るうえで支障がある方に、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を継続して実施します。

○法人後見事業*の実施

- ・司法分野、市等と連携・協力し、意思決定が困難な高齢者や障がい者等の権利と財産を守り、安心して生活できるように法人後見事業*を実施します。

○市民後見人の養成と支援体制の整備

- ・市と連携して、市民後見人*養成講座*の実施や講座修了者が活動できるよう支援体制を整備し、人材育成に努めます。

○成年後見制度*の普及啓発と活用促進

- ・成年後見制度の周知と理解を得るために、広報誌やホームページなどで普及啓発を行い、制度の活用促進を図ります。



施策（2）

福祉に関する多様な人材の育成

【求められていること】

- ・地域住民への協働のまちづくりに対する意識啓発と、担い手の確保を更に進める必要があります。
- ・高齢化の進行と合わせ介護需要が増大する中、より充実し安定した介護サービスを提供していくための介護職員が不足しているため、人材の育成や確保が必要です。

アンケート・ヒアリングからの声

【アンケートから】

- 近所に困っている人がいたとき、支援したいと考えている人はいますが、何をしたら良いか分からないという声が多く聞かれます。
- 住民が助け支え合うために、学校や社会での福祉教育の充実が必要との意見があります。
- 地域行事の参加では、清掃活動、お祭り、防災関係の行事などへの参加が多く見られます。
- 地域行事に参加していない人でも、機会があれば参加したいと考える人がいます。
- 住民同士の助け合いのためには、福祉活動を率先して行うようなリーダーや専門相談員がいることが大事との意見があります。
- 自治会を中心に地域福祉活動が活発であることを望んでいます。

【ヒアリングから】

- 介護や障がいサービスを受けることに抵抗感を持つ人がまだいる（近隣の目を気にする）。
- ひきこもりがちな人がある世帯では、隠そうとしがちで風潮があり相談に乗りにくいことがある。
- 「福祉」の枠にとらわれず、「防災」や「子ども」「まちづくり」の視点での研修が多くの人に参加しやすいのではないかと。
- 小地域単位での教育が効果的だと思う。
- 特性のある子*への支援がまだ不十分であり、また地域の理解も不足している。
- 子どもたちに地域への愛着心を育てることが大事。
- 民生委員・児童委員*や区長など、地域のリーダーを引き受けてくれる人がいない。
- 複数町内・集落を担当する民生委員・児童委員*の場合、補助的な役割を担う人材がいれば、漏れの無い支援ができる。
- 地域の茶の間*や老人クラブなど団体リーダーの負担が大きいため、それを引き継ぐ後継者が不足している。
- 介護や福祉職の人材不足が深刻である。
- フードバンク*の周知がまだ足りない。また、協力してくれるボランティアが不足している。

【学校へのアンケートから】

- コロナ禍のため、地域の方との交流などが制限されている。
- 福祉学習として、高齢者や障がいのある方と交流することで、思いやりの心を育てていきたい。
- 少子高齢化がますます加速するこれからの時代を担う子どもたちに自分たちに何ができるかを考えさせたい。
- 交流活動に取り組むことが少しでも地域の活性化になれば良い。
- SDGs(P6に説明あり)の実現に向けて、学校、地域、行政が連携して取組を進めることができるようになればよい。

他者を思いやり、支え合う心を育むため、幼少期から高齢期まで生涯学習として福祉教育を推進します。特に子どもたちには、地域の良さを再確認し、郷土愛を育むような福祉教育に取り組みます。

市の取り組み

- 福祉教育の拡充
 - ・障がいや認知症などへの理解を深め、すべての人を受容する地域社会の理解を図り、福祉に関する裾野を広げます。
- 互助共助の醸成
 - ・自分が住む地域を深く知ること、地域の良さを再確認するとともに、ちょっとした工夫や支え合いで困っている人も暮らしやすくなるような福祉のまちづくりに取り組みます。
- 官民の協働
 - ・地域課題の解決に向けた取り組みを促進するため、地域住民と行政とが対等な関係で新たな魅力づくりや互助活動を推進します。

住民ができること

- 子どもたちから福祉学習の話を聴き、家族の中でも一緒に障がいや高齢の方への理解を深め、その方たちが困り、支援が必要なときは助け合いましょ
- う。
- 日常生活の中で、段差や情報伝達など、障がいのある方にとって不便だと思われるようなところに関心を持ち、改善が必要だと感じた場合は、区長や関係機関に相談しましょう。
- 地域の行事や伝統行事などに積極的に参加し、地域の良いところを子どもたちにも伝えていきましょう。

民間団体・企業の取り組み

- 福祉に関する学びになるような行事や事業を実施する際は、市や社会福祉協議会の広報誌などを活用し、広く参加を呼びかけます。
- まちづくりなどのイベントの際は、「福祉」につながる意識を持って企画・運営に取り組みます。

社会福祉協議会の取り組み

○ふれあいフェスティバル・福祉講演会の開催

- ・福祉団体の活動やボランティア活動の周知・啓発とそれぞれとのつながりを深めるとともに、住民の地域福祉に対する理解が深まるようイベントを開催します。

○福祉教育の充実

- ・障がい当事者や福祉学習サポーターの協力を得、学校・団体だけに留まらず広く住民にも活用してもらえる福祉学習の出前講座を検討します。

○学生の福祉意識の醸成

- ・学校・大学と連携を強め、ボランティア活動へ参加する機会の提供、地域づくりや福祉に関心の持てる取り組みを進めます。



興味をもつ地域活動を増やし、参加から参画・運営へとつなげ、民生委員・児童委員*や区長など地域のリーダーの後継者育成・確保ができるような取り組みをします。

市の取り組み

○多様な人材の確保・育成

- ・地域住民に最も身近な相談相手であり、相談者と関係機関のつなぎ役を担う、民生委員・児童委員*の活動支援を行うとともに、後継者の確保と欠員が生じている地区の解消を図ります。
- ・地域のリーダーやボランティアの補助的な役割を担う人材を確保・育成し、地域活動を活発化します。
- ・急速な高齢化と労働者人口の減少に備え、介護人材を安定して確保し介護サービスの維持、向上を図ることができるよう「介護人材確保推進事業*」を拡充して推進します。
- ・社会福祉士*などの専門職が活躍できる場の拡大やスキルアップに向けた研修機会の設定など、専門職の確保や育成を図ります。

○地域住民と行政との対等な関係づくり

- ・地域課題の解決に向けた取組を促進するため、地域住民と行政とが対等な関係で新たな魅力づくりや互助活動を推進する事業を支援します。

住民ができること

- 興味のある行事や催しに、知人などにも声をかけ、誘い合って参加しましょう。また、役割を持ち、役員を助けるなど運営にも携わっていきましょう。
- ボランティア講座などに楽しんで参加しましょう。

民間団体・企業の取り組み

- 地域の声を聞き、興味を持ってもらえるような行事・催しを開催します。
- 他団体や企業などのイベントにも積極的に参加し、ネットワークを広げることを目指します。
- 介護等福祉事業所は、担い手を確保するため協働して、事業所紹介・就職説明会等を企画することを検討します。

社会福祉協議会の取り組み

○ボランティアの育成

- ・ボランティアについて、住民が興味を持つような講座を企画するとともに、講座修了者のフォローアップ講座を実施し活躍の場を増やします。

○ボランティアコーディネート機能の強化

- ・ボランティアのニーズと活動のマッチングについて、双方のニーズの把握方法の検討やボランティア情報の発信などを行います。

○福祉人材確保への支援

- ・地域団体や民生委員・児童委員*等と連携し、活動内容を周知し、地域で活動する福祉の担い手となる人材の確保について支援します。



施策（3）

高齢者や障がい者等の社会参加と自立の促進

【求められていること】

- 高齢者や障がい者が、地域の一員として役割意識を持ち、その人ができることを最大限発揮できる機会や場が必要です。
- 高齢者や障がい者の社会参加や自立を促すため、一人ひとりに合った暮らしをサポートしていくことが求められています。

アンケート・ヒアリングからの声

【アンケートから】

- 近所に困っている人がいるとき、できる範囲で支援したいと考える人が多くいます。
- 雪下ろしや除雪、料理、掃除、短時間の子どもの預かりなどの支援ができる人がいます。

【ヒアリングから】

- 老人クラブ会員でもできることは多くあるので、ボランティアやシルバー人材センターと連携して活動の場を広げたい。
- 老人クラブは、新規加入も少なく会員数も減少しているが、買い物支援など魅力的な取り組みがあれば新規加入するところもある。
- 就労支援事業所*の利用者が実際に仕事をしているところを企業等に見てもらうことで、障がい者雇用につながるのではないかな。
- 就労支援事業所の利用者が、地域で除雪するなど活躍できるので積極的に取り組んでいきたい。



高齢の方や障がいを持つ方でも、支えられる側だけでなく支える側として活躍できる場を増やすことで、地域の一員として役割意識を高め、地域で一緒に暮らしていけるまちづくりを目指します。

市の取り組み

○高齢者や障がい者の自立支援

- ・老人クラブ会員や障がい者など、多様な人材が活躍できる場が得られるような体制づくりや、「地域生活支援拠点*」「基幹相談支援センター*」の整備により、障がい者とその家族のニーズに対応した生活支援体制やグループホーム*等の居住の場を確保するなど、障がい者が地域で暮らせる基盤の充実を図ります。
- ・ハローワーク村上や村上・岩船地域自立支援協議会*、学校関係者等と連携しながら、障がい者の就労機会の確保に向けて取り組みます。

○個人に合ったサポートの持続の確保

- ・高齢者や障がい者の団体等を支援し、生きがいづくりや社会参加の機会を促進するとともに、ボランティアの育成や福祉活動をコーディネートできる組織づくりを推進します。

住民ができること

- 高齢の方でもできることがたくさんあります。ちょっとした支え合いなど地域活動に積極的に参加しましょう。
- 地域活動の中で、障がいのある方にも声をかけ参加してもらいましょう。

民間団体・企業の取り組み

- 老人クラブ会員の中には、元気で活躍できる会員もいます。社会福祉協議会で行う「ささえあい村上*」の協力会員になり、自身の社会参加・介護予防にもつなげます。
- 就労支援事業所*は、社会福祉協議会と連携して、除草・除雪など利用者が地域の中で活躍できることを実現していきます。
- 高齢者や障がいのある方を受け入れる企業・団体を増やしていきます。

社会福祉協議会の取り組み

○車イス・福祉車両貸出事業*の周知と利用促進

- ・高齢者・障がい者等の外出（通院・社会参加等）を支援するため、車イス・福祉車両貸出事業について、広報誌やホームページで周知し、利用促進を図ります。

○老人クラブなど他団体との連携

- ・「ささえあい村上*」等ボランティア対応の範囲外となる定期的な掃除や片付けなどに対応するため、老人クラブ等他団体と連携し、新たな取り組みを検討し実施していきます。

○就労支援事業所*との連携

- ・就労支援事業所と連携し、障がいのある方の地域活動の場を増やし、地域の障がい者に対する理解を深めます。



施策（４）

再犯防止に向けた地域づくり

（村上市再犯防止推進計画）

【求められていること】

- ・罪を犯した人などの再犯防止及び社会復帰支援などを行う保護司会*（更生保護団体）の活動内容や役割が知られていないため周知する必要があります。
- ・多様な人を受容する地域共生社会*においては、罪を犯した人が、地域社会で孤立することなく市民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員としてともに生き、支え合う地域社会の実現を目指す必要があります。
- ・再犯防止に関する取り組みは、国・県・関係機関・団体と連携して推進していく必要があります。

アンケート・ヒアリングからの声

【アンケートから】

○更生保護活動*を実施している保護司会*の活動内容の認知度が低いです。

【ヒアリングから】

○更生保護活動の理解が広がらず、対象者の社会復帰が難しいことがある。

○企業等の理解が特に薄く、再雇用などにつながりにくい。

○保護司会の人材不足が課題である。行政 OB などが携わってくれるような仕組みがあれば良い。



基本目標 4- (4)	実施プラン① 再犯防止の推進
<p>罪を犯した方などの再犯防止や社会復帰を支援する更生保護活動*を強化し、地域に理解を深めてもらう取り組みを実施していきます。</p>	

市の取り組み
<p>○再犯防止取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村上岩船地区保護司会と連携し、「社会を明るくする運動*」を通して、広報・啓発活動を推進し、その役割を担う保護司会*などの活動内容や役割の浸透を図ると同時に、人材確保につながるしくみづくりを進めていき、再犯防止について犯罪や非行をした人たちの更生についての意識の醸成を図ります。 <p>○地域の理解と社会復帰に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな社会生活を送ることについて地域で支え合う意識を高めるため、住民・企業等の理解やハローワーク村上、村上岩船地区保護司会と連携し就労や住居に関する相談支援を行うなど、地域で安心して暮らせるよう取り組みます。 <p>○非行の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの非行の未然防止に適切な対応を行うため、適応指導教室*の指導員による相談・指導体制の充実を図ります。

住民ができること
<p>○保護司会*の広報誌などを見て、保護司の役割などを理解しましょう。</p> <p>○「社会を明るくする運動*」に協力しましょう。</p>

民間団体・企業の取り組み
<p>○保護司会*は、行政や関係機関と連携し、企業等の理解を得、協力雇用主が増えるよう取り組んでいきます。</p> <p>○保護司会*は、「社会を明るくする運動*」の推進と広報誌の発行を通して、団体のことを知ってもらうよう努めます。</p>

社会福祉協議会の取り組み
<p>○更生保護活動*への協力と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護司会*やBBS会*（更生保護ボランティアの青年任意団体）と連携し、対象者が地域で生活していく中で必要な支援に協力します。また、更生保護女性会*活動を支援します。

第5章

計画の推進体制・進捗管理

障がい者施設のアート作品

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、本計画に掲げた基本目標や実施プランを推進していくために、住民や町内・集落、まちづくり協議会や社会福祉関係・福祉サービス事業者、関連団体及びボランティア団体と協働するとともに、民生委員児童委員等とも連携を図りながら進めていきます。

① 地域住民

向こう三軒両隣もしくは知人同士で、ちょっとした困り事も“お互い様”の気持ちで支え、支えられる関係性の構築が重要です。第1期計画の評価からは、住民同士のあいさつやちょっとした困り事を助け合う気持ちは高い傾向にありますが、それでもそういった関係性が不十分な地域や、自ら声を挙げづらい困り事を抱えている人もまだ多くいます。お互いのことに関心を持ち、他人の困りごとを自分のこととして捉える意識が何より必要です。行政や町内・集落から頼まれたから行うのではなく、自主的な意識をもって取り組むことが持続可能な活動になります。

また、心のバリアフリーによる、相互の理解とコミュニケーションを取り合い、ほんの少しの助けでどの人も同じような生活ができる、もしくは誰かを助けることができることを理解することで、差別や偏見もない共生社会の実現の基礎となります。

② 町内・集落など

住民の一番身近な「地域」として、町内や集落があります。近隣で見えてきた課題などを町内や集落など地域全体で共有し、さまざまな世代が地域運営や地域福祉活動への関心を高め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し関係機関と協力していくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の影響で住民同士が集う場が制限される状況だからこそ、住民同士のつながりの大切さがクローズアップされています。できる範囲で町内・集落の地域活動を盛り立て、多くの住民が参加・参画していけるような取組が、継続した地域活動につながります。

③ 市

市民の福祉の向上を図るためのさまざまな施策を総合的に推進する役割を持ちます。

福祉活動において、市民や民間の各種団体等と一緒に取組んでいきます。分野を超えた困りごとを総合的に受け付ける「福祉総合相談」機能を拡充するため、庁内連携の強化はもちろん、社会福祉協議会など関係機関と連携した取組体制を推進していきます。

④ 民生委員・児童委員

住民にとってもっとも身近な相談窓口としての役割が期待される民生委員・児童委員の認知度を高めるため、周知活動を強化していく必要があります。困っている人自らが相談する場合はもちろん、「助けて」と声に挙げづらい人を近隣住民からの情報で関係機関につなげることが、だれ一人残さない地域、孤立を防ぐ地域づくりに欠かせません。

また、あくまでも相談窓口であることの理解を広め、市や社会福祉協議会によるサポート体制を強めることで、民生委員・児童委員の意義を知り後継者が育成しやすい環境づくりが必要となります。

⑤ 保護司会

再犯防止の観点から、犯罪をした者等の支援を行う保護司の役割は極めて重要です。対象となる方にとって社会復帰の一番の要は地域の理解であり、支えであることから、市や関係機関・企業と一体となって更生保護活動に取り組む必要があります。

⑥ 社会福祉関係団体・福祉サービス事業者

複雑化・多様化する個別課題に対応するため、社会福祉関係団体や福祉サービス事業者による利用者の自立支援、サービスの質の向上、的確な情報提供などの拡充はより求められています。同時に、個別支援を包括する地域支援として、地域貢献に関わる活動も積極的に取り組んでおり、異業種分野の団体・企業を含め、今後は市や社会福祉協議会との連携を強め、より強化していくことで多方面からの支援が期待されます。

⑦ 市社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする」ことを明記された民間団体であり、行政や各種民間団体との連携のもと地域福祉の推進を目指します。

新型コロナウイルス感染症の影響などで大きく変わる社会環境の中で、制度の隙間にある課題や不足している社会資源の開発を官民一体となって作り上げ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

2 計画の進捗管理

計画の進行管理にあたっては、「村上市地域福祉計画審議会（仮称）」及び「村上市地域福祉活動計画」により、単年度または2カ年ごとに計画の進捗管理・評価を実施します。

各個別計画で具体的に実施している施策についてはそれぞれの計画の中での進捗管理を基本とします。

第6章

参考資料

障がい者施設のアート作品

1 策定委員会条例

村上市地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、地域福祉の推進について広く市民の意見を反映させるため、村上市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、計画の策定に係る次の事項について調査及び審議する。

- (1) 計画の立案及び調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体関係者
- (2) 福祉事業所関係者
- (3) 地域住民組織関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画策定完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

村上市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に「村上市地域福祉活動計画」を策定するため、村上市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 計画策定にあたっては、村上市（以下「市」という。）が策定する社会福祉法第107条に規定する「村上市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）」との整合性を図り、連携して策定するよう努めるものとする。

(委員会の構成及び任期)

- 第2条 委員会は委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、村上市地域福祉計画策定委員会条例に基づき、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。
- (1) 福祉団体関係者
 - (2) 福祉事業所関係者
 - (3) 地域住民関係者
 - (4) 行政関係者
 - (5) その他会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、村上市地域福祉活動計画策定事業の完了日までとする。ただし、事情により委員に交代が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

- 第3条 委員会は、社協会長の諮問を受けて、「地域福祉活動計画」について、審議を行い、その結果を答申するものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長が決する。

(庶務)

- 第6条 委員会の庶務は、福祉活動計画策定委員会の事務局である社協総務課に置き、業務は社協地域福祉課と協議して処理する。

(守秘義務)

- 第7条 委員会の関係者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

- 第8条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）を適用する。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 村上市地域福祉計画策定委員会委員及び 村上市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	委員名	設置要綱による選出区分	所属
1	○貝沼 満里子	1号委員 福祉団体関係者	村上・岩船地域自立支援協議会 委員
2	貝沼 昭子		村上地域老人クラブ 連合会 村上支部老連副会長
3	渡部 久美		放課後等デイサービスおひさま施設長 (家庭教育支援チーム)
4	東海林 則夫	2号委員 福祉事業所関係者	社会福祉法人村上岩船福祉会特別 養護老人ホームゆり花園施設長
5	高橋 優子		社会福祉法人颯和会 みのり保育園園長
6	川内 信一	3号委員 地域住民組織関係者	村上市民生委員児童委員協議会連 合会副会長
7	瀬賀 博美		NPO 法人総合型スポーツクラブ ウェルスマらかみずまなざり (村上地区)
8	坂上 正信		あらかわ互近所ささえ～る隊 隊長(荒川地区)
9	阿部 久美子		砂山地域集落支援員 (神林地区)
10	能登谷 愛貴		一般社団法人高根コミュニティホ わあら (朝日地区)
11	本間 薫	NPO 法人おたすけさんぼく (山北地区)	
12	◎青木 茂	5号委員 市長が必要と認める者	新潟医療福祉大学・大学院 社会福祉部准教授
13	横堀 直樹		村上市成年後見制度利用支援体制 検討会委員(新潟県社会福祉協議会 企画広報課課長)
14	本間 憲雄		村上岩船地区保護司会会長

◎委員長 ○副委員長

委員会開催経過

令和3年度 策定スケジュール

時期	実施	内容
6月25日(金)	第1回策定委員会	委嘱状交付 正副議長選出 委員会への諮問 計画策定にあたって 委員会スケジュール(案)について アンケート調査(案)について
7月2日(金) ～8月30日 (月)	地域懇談会(ヒアリング)	95か所・課題分類表
7月12日(月) ～8月2日(月)	アンケートの実施・集計・ 分析	(無作為1000人)・集計結果
9月10日(金)	地域懇談会(ヒアリング)の まとめ作業部会	地域ヒアリング集計表
10月6日(水)	事務局コア(福祉課・社協 地域福祉課)会議	体系図(案)への積み上げ過程
10月13日(水)	青木委員長との打ち合わせ	体系図(案)への積み上げ過程・今後のスケジュール
10月27日(水)	事務局会議	体系図(案)への積み上げ過程・今後のスケジュール
11月5日(金)		(資料事前送付)
11月25日(木)	第2回策定委員会	体系図(案)・地域ヒアリング・アンケート結果につ いて
12月上旬～下旬	作成作業～積上げ	前回の成果・現状・展開
12月28日(火)・ 1月4日(火)		青木委員長との打合せ及び事務局会議
令和4年 1月20日(木)	第3回策定委員会	(事前資料送付…1月初旬) 村上市地域福祉計画(案)・地域福祉活動計画(案)につ いて
2月中旬～ 3月上旬	パブリックコメント	実施方法：ホームページ及び担当課閲覧 実施期間_約3週間
3月14日	第4回策定委員会	村上市地域福祉計画(案)・地域福祉活動計画(案)の答 申
3月下旬	印刷・製本	

3 策定の経緯

本計画は、「第1期村上市地域福祉計画（平成29年度～令和3年度）及び「第1期村上市地域福祉活動計画（平成31年度～令和3年度）」の第2期計画として、両計画を一体的に策定しました。行政計画である「村上市地域福祉計画」が示す理念・目標を達成するために、民間計画である「村上市地域福祉活動計画」が示す地域住民が主体となって行動することをまとめた計画となります。

策定にあたっては、無作為による住民アンケートのほか、直接地域の声をお聴きし、そこから地域課題の整理分析と取り組むべき施策の方向性の検証を行い、計画の目標及び理念を導き出す“積み上げ方式”で計画の体系図を作成しました。

実施プランには、アンケートや地域ヒアリングからの意見をもとに「住民」「行政」「民間団体等」「社会福祉協議会」の4者の役割を具体的な取り組みとして示した素案を作成しました。

策定委員会による審議後、令和4年2月14日から3週間のパブリックコメントを実施、令和4年3月14日の第4回計画策定委員会にて答申しました。

4 アンケート結果・地域ヒアリング結果

アンケート結果（抜粋）

「第2期村上市地域福祉計画」アンケート調査結果（抜粋）

調査の概要

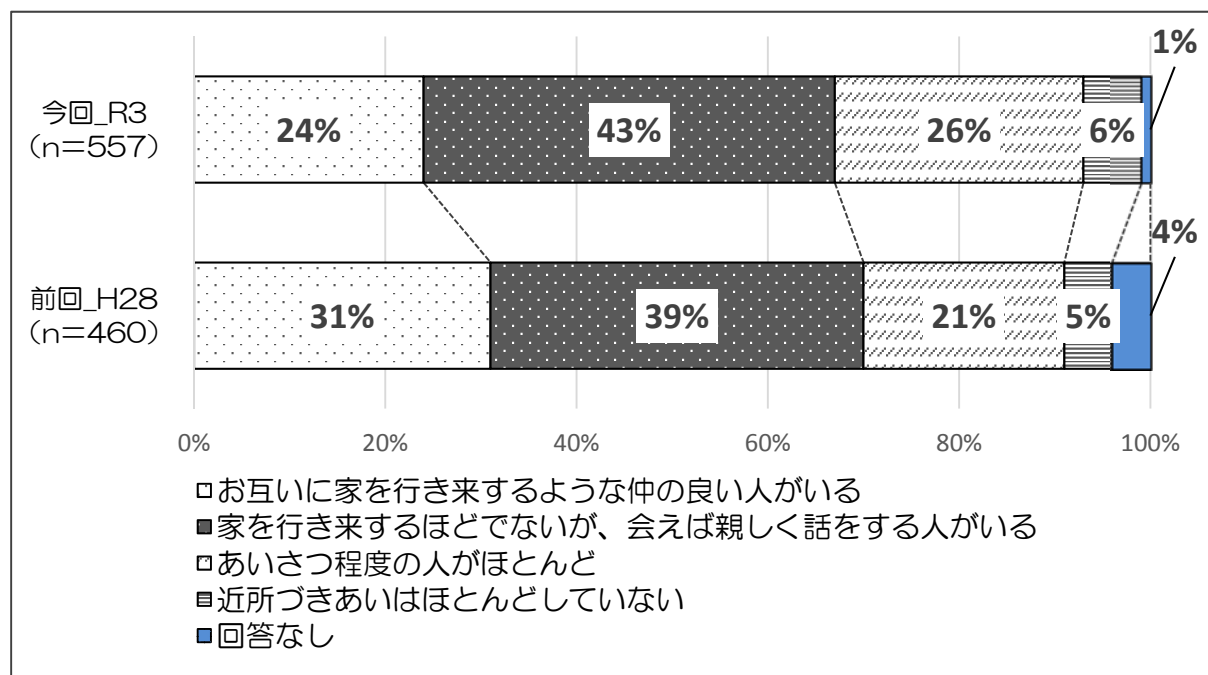
- ① 調査期間 令和3年7月13日～令和3年8月2日
- ② 調査対象 令和3年4月1日現在20歳以上の1,000人
- ③ 調査方法 無記名式の調査票を郵送により配付、回収
- ④ 回答状況 557件（配付者：郵送回答：531件、Web回答：23件
配付以外HP回答：3件）※前回460件

区分	配布数	回答数	回答率
全 体	1,000	554	55.4%
村上地区	437	242(2)	55.4%
荒川地区	168	85(1)	50.6%
神林地区	145	82	56.6%
朝日地区	155	91	58.7%
山北地区	95	49	51.6%
HP 回答	—	3(3)	—

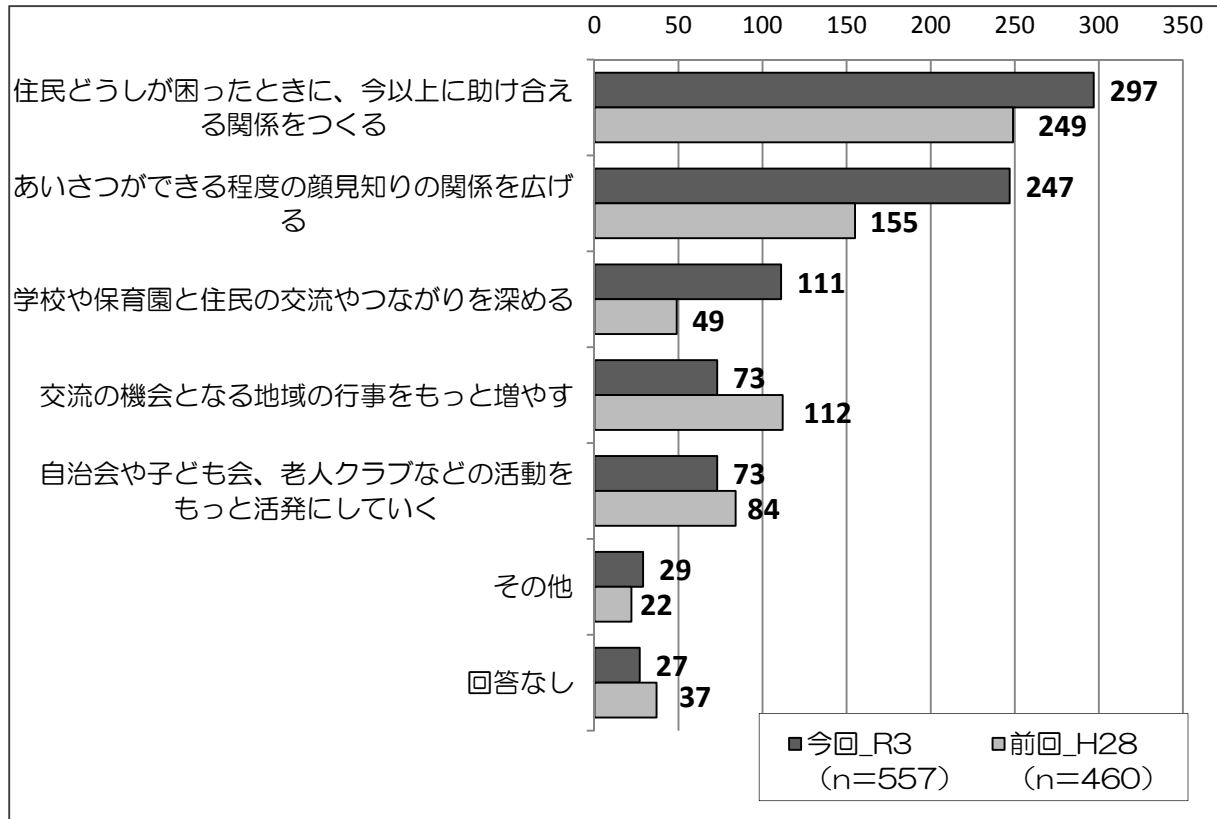
※地区不明8()内は配付以外HP回答者

お住まいの地域について

問7 あなたは、ふだんどのような近所づきあいをしていますか

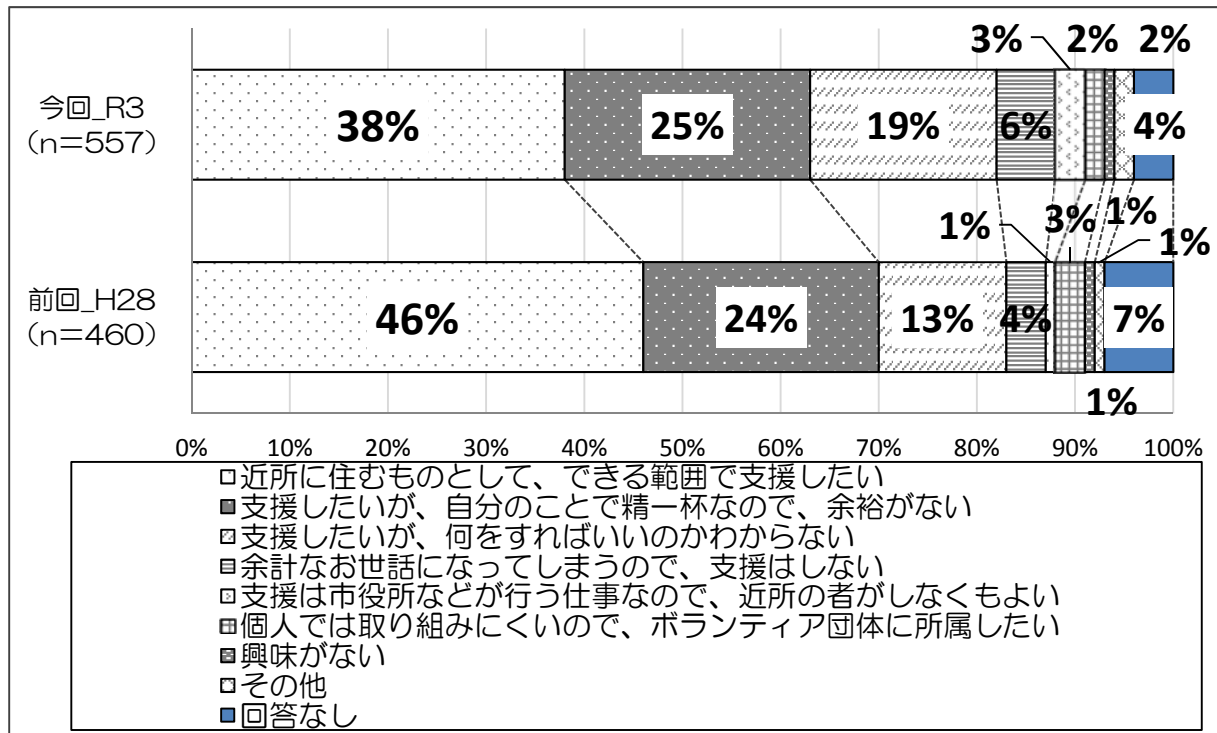


問 10 地域活動や行事がさらに活発に行われるようにしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか

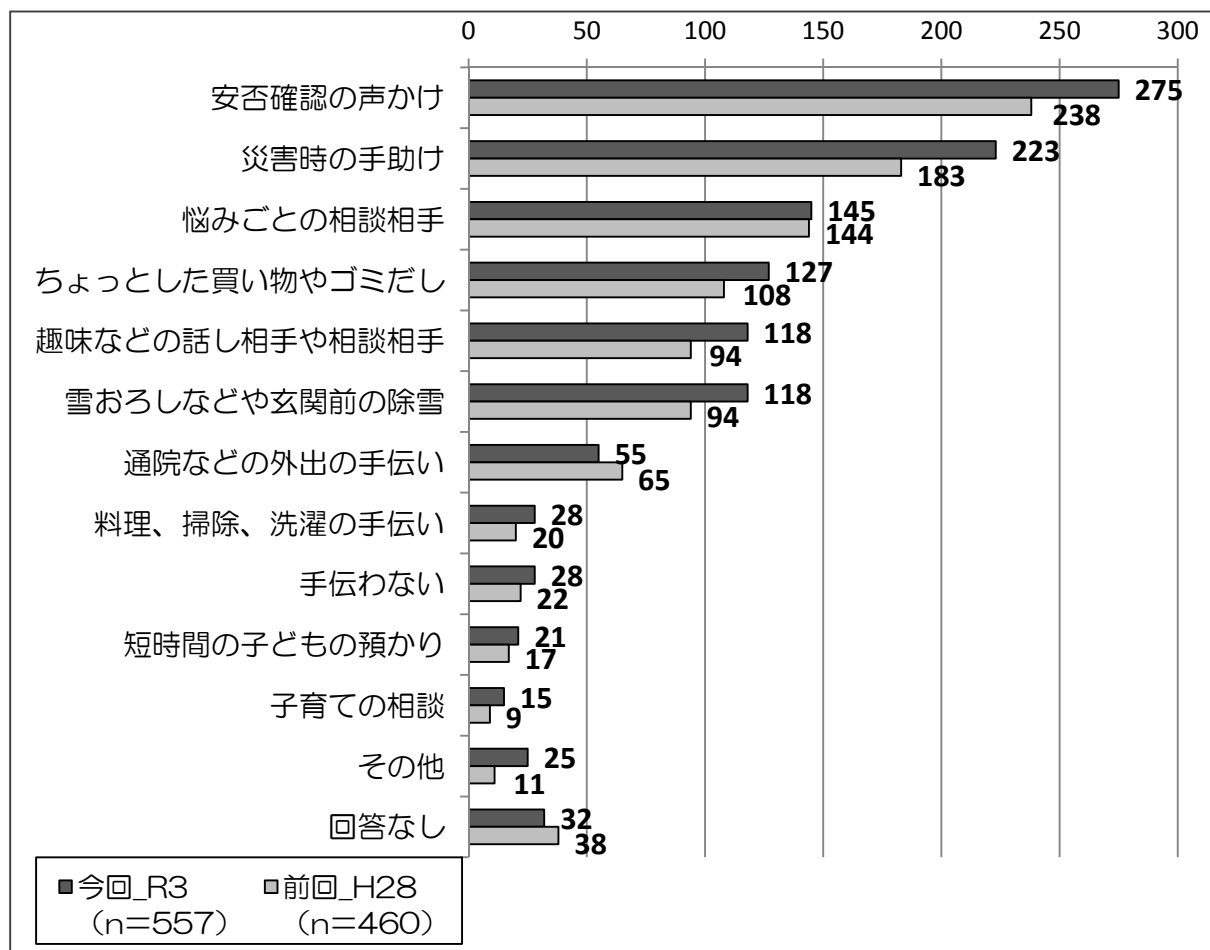


生活するうえでの課題や地域の福祉について

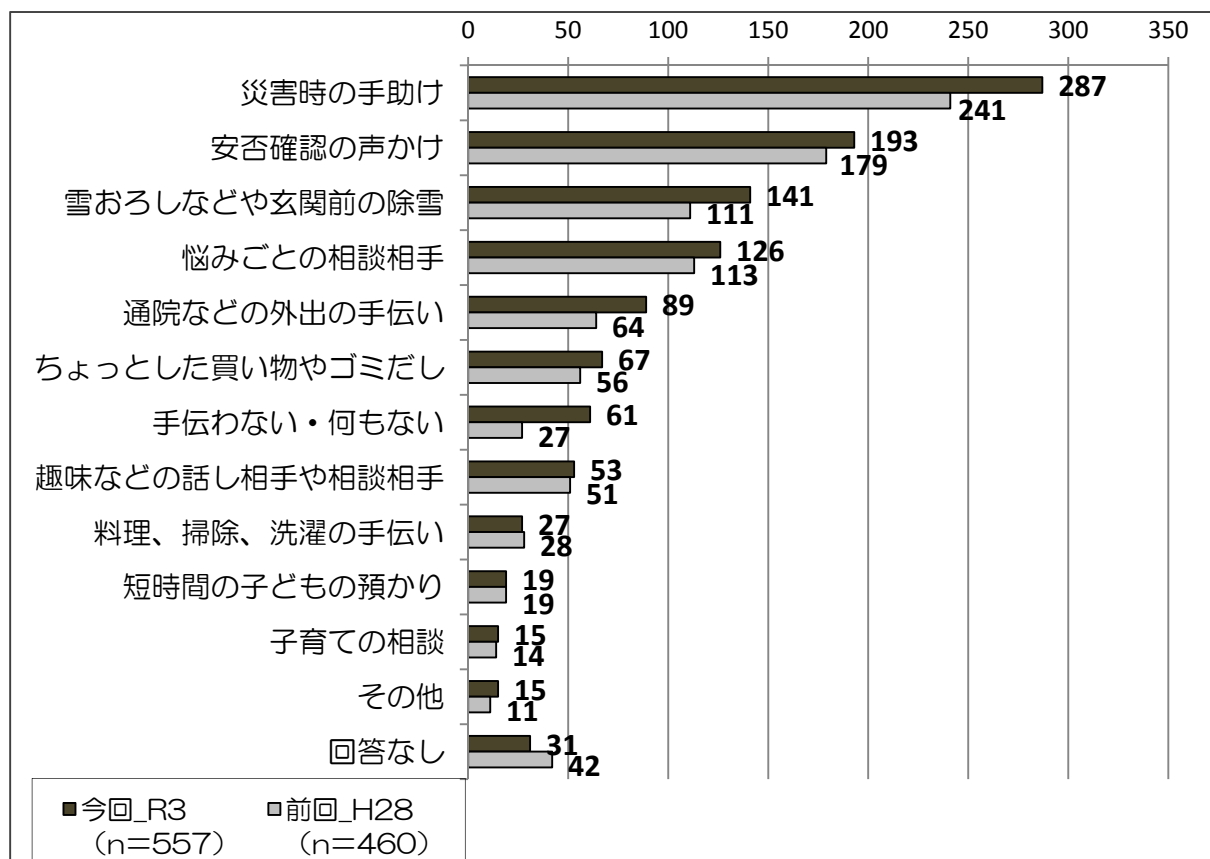
問 13 あなたは、近所に困っている人がいた場合の支援をどう考えますか



問 14 あなたの近所に困っている人がいた場合、どんな支援ができますか

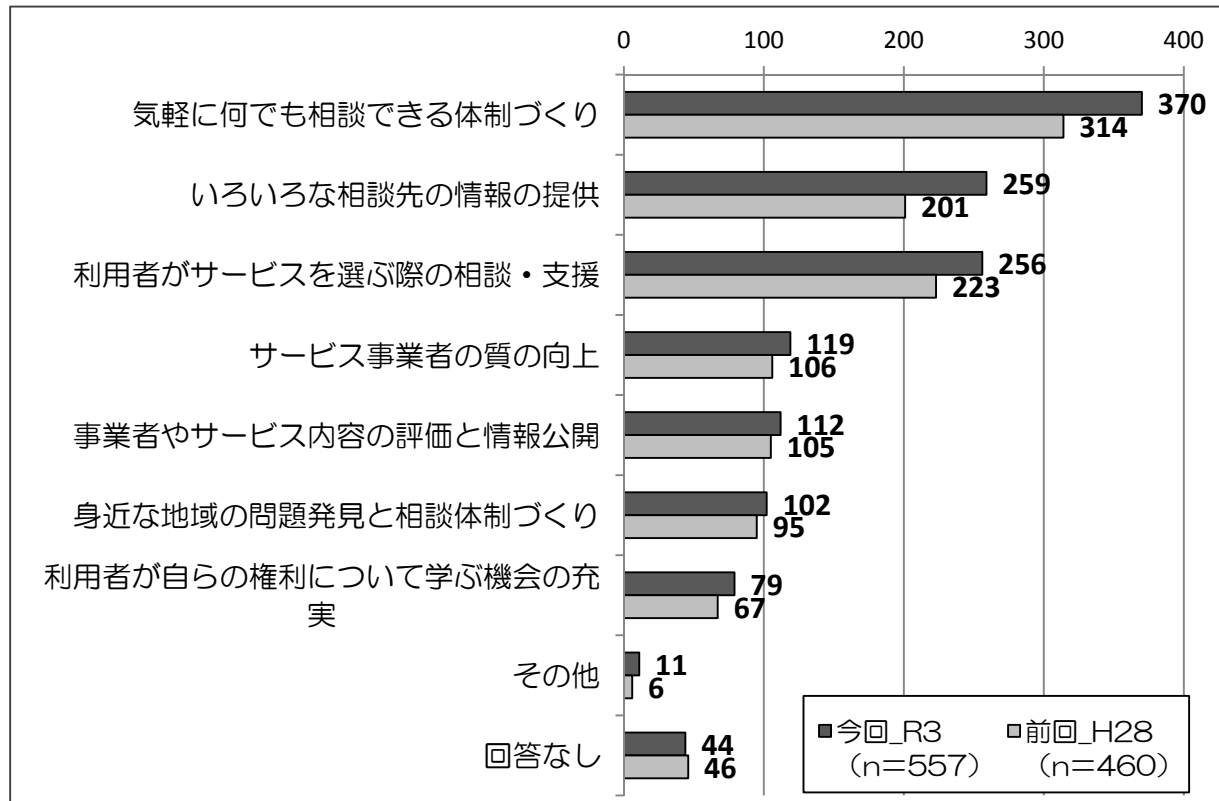


問 15 あなたやご家族が困ったとき、地域でどのような手助けをしてほしいですか

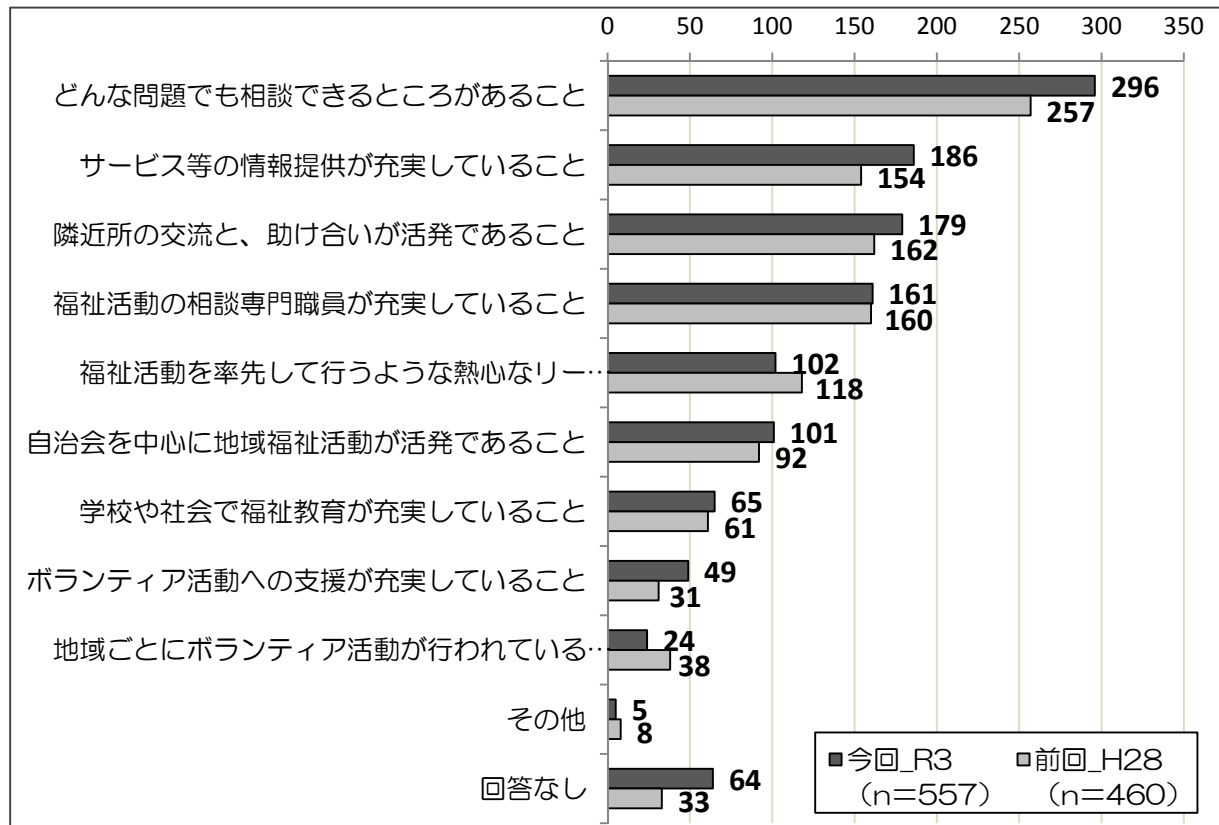


地域福祉を進めるための取り組みについて

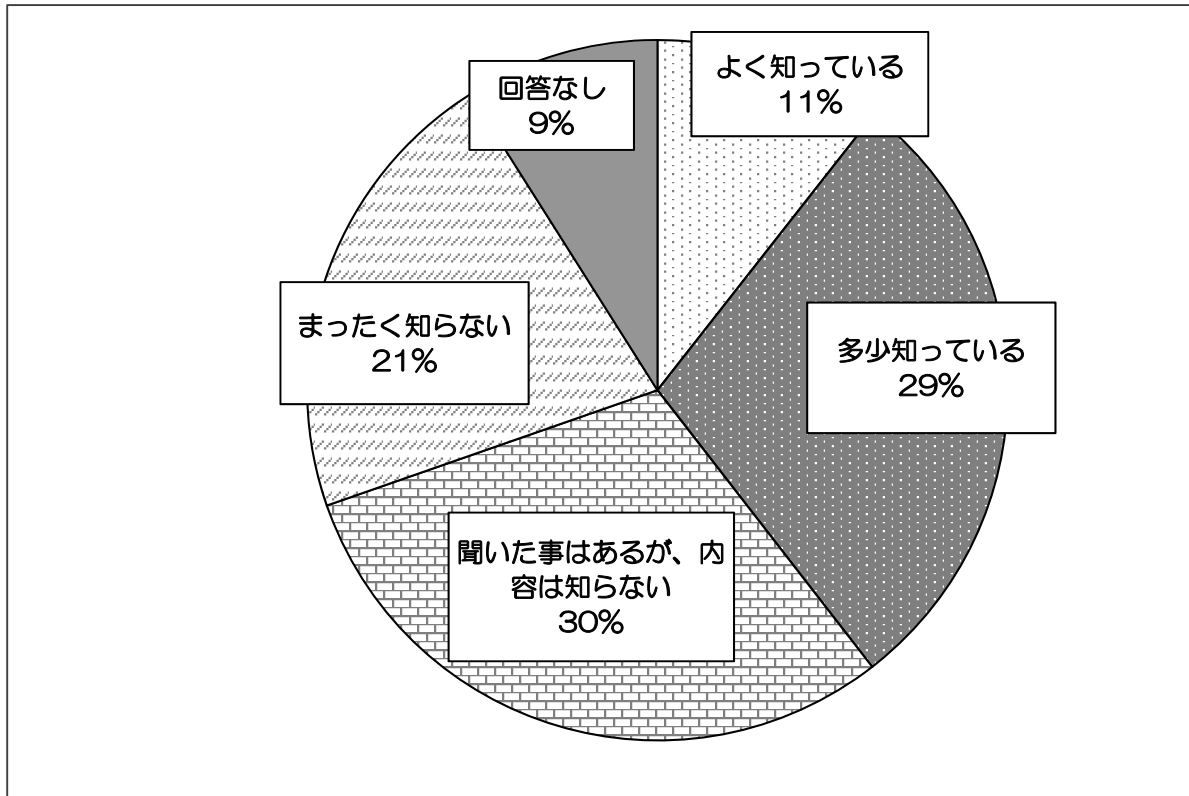
問 23 高齢者や障がいのある人、子ども、子育てをしている人などが必要な福祉サービスを受けることができるようにするために、どのようなことが必要だと思いますか



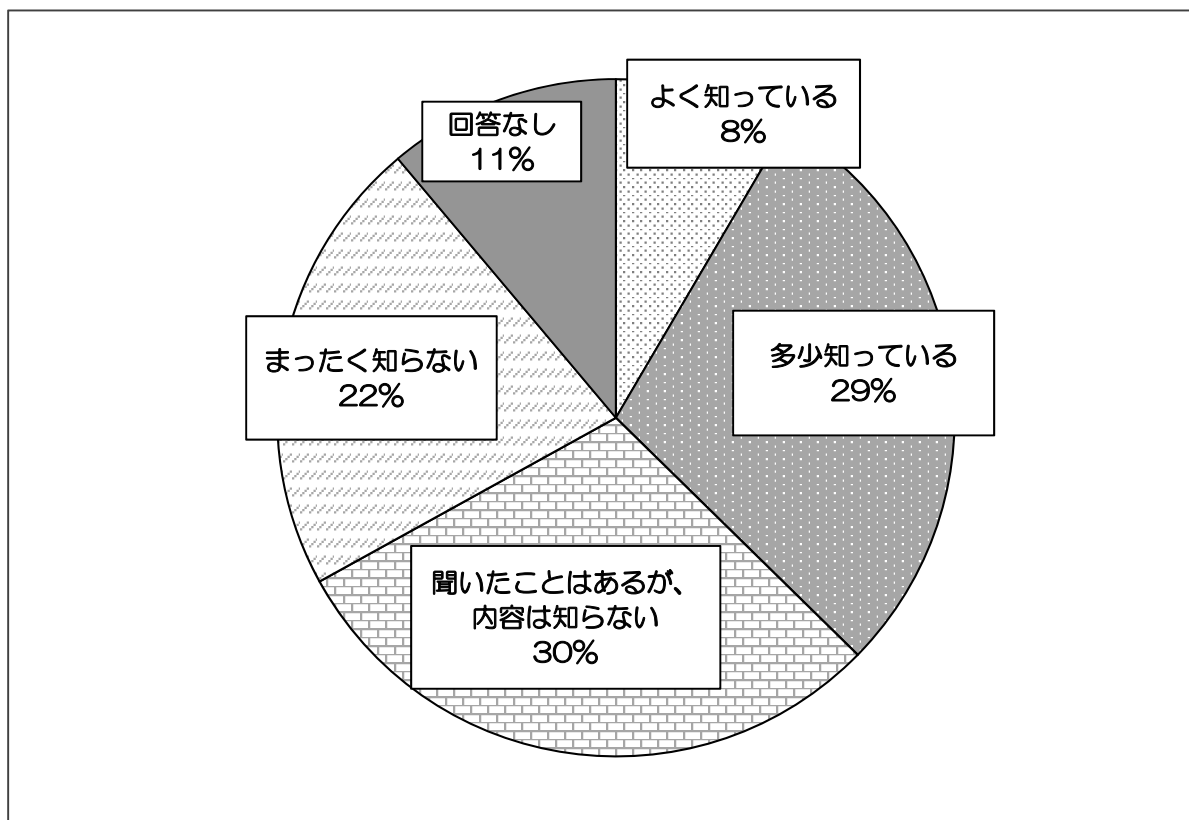
問 25 身近な地域で住民が助け合い支え合うために、どのようなことが大切だと思いますか



問 26 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方のために、『成年後見制度』がある事を知っていますか。



問 29 罪を犯した人などの再犯防止及び社会復帰支援や、これらの取組について地域への理解と協力を得るための活動（更生保護）を地域で支える団体『保護司会（更生保護団体）』がある事を知っていますか。



地域ヒアリング結果

①住民からのヒアリング

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、前回のような大規模な住民懇談会は行わず、地域の福祉関係団体・機関へのヒアリングのほか住民参加型事業への訪問及びヒアリングを重点的に行いました。

下記の住民が参加する事業5地区 17 箇所に訪問し、直接参加している住民から、「この地域の強み」「地域で困っていること」「こうなれば良い、こうなってほしい」といった生の意見を聴かせていただき、現状の課題やそのためにできる役割などを計画に反映しました。

ヒアリング型懇談会（住民団体）

地区	対象地域・会合	日時	場所	参加人数
村上地区	杉原「茶の間」	7/21	杉原区集会場	7名
	塩町お茶の間	7/19	塩町区民公民館	14名
	羽黒口お茶の間	7/21	羽黒口区集会場	7名
	村上 ohana ネット	8/19	村上 ohana ネット	4名
	いわふねのお茶の間	8/5	源内塾	3名
	三の丸カフェまちなかま	7/3	三の丸会館	8名
荒川地区	子ども食堂 東岸寺	7/25	東岸寺	20名
	金屋いきいきサロン	7/25	金屋集落開発センター	8名
	名割茶の間の会	7/17	名割集落センター	10名
神林地区	志田平の茶の間	8/30	代表宅	1名
	ぎよぎよかい めでたや	8/6	塩谷 旧漁業会	8名
	塩谷松和町子ども会	7/29	松和町集会所	29名
朝日地区	松岡地域の茶の間	7/20	松岡集落センター	6名
	いきいき岩沢	7/26	岩沢集落センター	15名
	高根コミュニティラボわあら	8/12	瑞泉閣	8名
山北地区	中津原の茶の間	7/2	集落センター	8名
	府屋地区消防団	8/17	ゆり花会館	5名

②関係機関・団体へのヒアリング（別表 1）

「地域」「高齢」「障がい」「子ども」等、地域で福祉活動をされている関係機関・団体の方々から直接意見をお聴きし、各団体から見た福祉課題やその解決策について分析し、計画に反映しました。

計 95 団体（ヒアリング型懇談会 17 箇所含む）

③市内小中学校への福祉教育についてのアンケート

調査対象 小学校 13 校 中学校 7 校
調査期間 令和 3 年 8 月 2 日～27 日
回答状況 小学校 12 校 中学校 7 校
福祉教育の実施状況 94.7%（前回 92.9%）

④課題の整理分析（別表 2）

それぞれからいただいたご意見を、下記の分類表を用いて「行政で取り組むこと」「社協等で取り組むこと」「住民ができること」に整理し、地区ごとに課題整理・分析をしたものを統合し、村上市全体としての課題分類を行いました。

	分類項目	内容（キーワード）
1	つかむ・とらえる	ニーズキャッチ、相談 など
2	伝える	情報提供、意識啓発 など
3	交わる	地域交流、多世代交流、社会参加、福祉教育 など
4	つながる	ネットワーク、連携・協働 など
5	支える	人材育成・発掘、生活支援（見守り、ゴミ出し、移動、買い物等）、ボランティア活動、防災 など
6	護る	人権・権利擁護、差別偏見解消、虐待防止、介護 など
7	募る	寄附文化の創造、活動財源の確保 など
8	その他	



(別表1) 関係機関へのヒアリング一覧

95	地域	高齢者	児童	障害	その他
村上 (34)	民児協 3地区	地域の茶の間(杉原)	村上ohanaネット	手をつなぐ育成会	若者サポートステーション村上常設サテライト
	まちづくり協議会 5地区	地域の茶の間(塩町)	むらかみ病児保育センター	身障連(村上)	いわふね青年会議所(JC)
	まちなかま(複合型居場所)	地域の茶の間(羽黒口)	水野谷塾	地域生活支援センターはまなす	フードバンクむらかみ
		地域の茶の間(岩船全域)	カレイドスクエアパーク	就労A りんらん	移動スーパー えびす丸
		老人クラブ(市老連)			ウェルネスむらかみ
		老人クラブ(久保多町)			いわふね市民法律事務所
		ツクイ村上飯野(訪問入浴)			村上ひまわり基金法律事務所
		大町キムラ薬局			海田総合法務事務所
	包括支援センター				
荒川 (14)	民児協	地域の茶の間(名割)	あらかわ病児保育センター	身障連(荒川)	荒川商工会
	まちづくり協議会	地域の茶の間(金屋)	あらかわ保育園	未来ワークサポートさかまち	
	子ども食堂(東岸寺)	老人クラブ(荒川)	ふくちゃ部		
		村上まごころの里(看護小規模多機能)	放課後等デイ カナリヤ		
神林 (20)	民児協	地域の茶の間(志田平)	希楽々	身障連(神林)	JAかみはやし
	まちづくり協議会 5地区	老人クラブ(神林)	みのり保育園	やまやの里	リハビリテーション大学
	防災士会	いわくすの里	塩谷松和町子ども会	就労B すずかけ	
	ぎょぎょかい めでたや(買い物拠点)	神林の里(特養)			
朝日 (15)	民児協	地域の茶の間(松岡)	朝日子育て支援センター	身障連(朝日)	都岐沙羅パートナーズセンター
	まちづくり協議会	地域の茶の間(岩沢)	朝日みどり小学校児童会	就労B みどりの家朝日	愛ランドあさひ
	高根コミュニティラボわあら	老人クラブ(朝日)		就労B 朝日なごみ	村上地区保護司会
		杏園(居宅ケアマネ)			
山北 (12)	民児協	地域の茶の間(中津原)	おたすけさんぽく	地域活動支援センターぬくもり工房	フードバンクさんぽく
	まちづくり協議会	老人クラブ(山北)		身障連(山北)	山北商工会
		ゆり花園(ショートステイ)			府屋地区消防団
		徳洲会介護センター			

(別表2) 村上市全体の課題分類

	行政で取り組むこと	社協等で行き組むこと	住民ができること	
1	つかむ	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい情報発信 ・相談のしやすい人・場所の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談しやすい窓口や方法（SNS・ネットの活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を得るための努力（市報を読む、人と交わる） ・声を挙げやすい、困っている人に声かけをする地域 ・隣近所に関心を持つ
2	伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の周知 ・障がいへの理解を深める全世代向けの福祉教育 ・分かりやすい情報発信（対象に合わせて多様な情報発信） 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいへの理解を深める全世代向けの福祉教育 ・暮らしの便利帳福祉版（仮）をつくる ・分かりやすい情報発信（対象に合わせて多様な情報発信） ・子育て関係の情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所に関心を持つ ・住民の意識改革（つながりが大切なことを伝える） ・障がいへの理解を深める全世代向けの福祉教育 ・分かりやすい情報発信（対象に合わせて多様な情報発信）
3	交わる	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の推進、地域との交流 ・総合的に関わられるような居場所（多世代で） ・引きこもりや生きづらさを抱える人への支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的に関わられるような居場所（多世代で） ・地域に開かれた事業所づくり ・障がいへの理解と交流を深める ・福祉施設の一覧をつくる（マップ、見える化） ・就労施設による地域支援への参画 ・地域を知ることで地域愛を育む福祉教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的を持った多世代交流 ・子どもの頃から色々な人と交わる（福祉教育） ・多世代交流 ・地域行事等への参加 ・福祉施設等行事への参加 ・三の丸記念館など、居場所としての多種多様な活用方法
4	つながる	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の横断的な連携（情報やゴミ屋敷等支援など） ・農福連携 ・多職種・他職種のネットワークづくり ・地域包括ケアシステムの拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携 ・多職種・他職種のネットワークづくり ・各団体の情報交換会の実施 ・住民・団体交流や連携 ・制度の隙間への支援（ヤングケアラーなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士のつながり
5	支える	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の確保 ・移動手段の確保 ・保護司の人材確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保・人材育成（リーダー、ボランティア、介護人材等） ・支援者（専門職）のスキルアップ ・生活支援の仕組みづくり（買い物やごみ出し、除雪など） ・移動支援の仕組みづくり ・買い物支援の拡充（移動販売など） ・フードドライブの拡充 ・障がい者や高齢者の災害時支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り体制（ご近所同士のたすけあい） ・ボランティアへの参加・協力 ・災害時の協働体制づくり（フェーズフリー） ・移動支援の仕組みづくり ・フードドライブへの協力
6	護る	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいへの理解啓発 ・養育費の履行確保 ・権利擁護の意識を高める ・権利擁護の理解と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の意識を高める ・身寄りなしの支え合いの仕組みづくり ・発達障害への理解 ・障がいや認知症への理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや認知症への理解 ・社会的弱者に対する理解（ノーマライゼーション） ・全ての人を受容する社会（ソーシャルインクルージョン） ・権利擁護の意識を高める
7	募る	<ul style="list-style-type: none"> ・財政援助 ・移動販売の立ち上げや燃料費支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金制度を活用した自由度の高い助成 ・〇〇が得意な人を募る（老人クラブ等の元気高齢者） ・人材バンク（日曜大工、畑作業等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブの日を設け、意識付ける
8	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが使いやすい施設づくり（ユニバーサルデザイン） ・障害者基幹相談センターの設置 ・障がい者雇用、就労支援事業所受け入れを広げる（手帳なし・診断なしでも） ・一般就労と障がい者雇用の中間の人たちへの支援（手帳ないが一般就労が難しいケースなど） ・若年層の障がい者の住居の確保 ・空き家の活用（環境整備） ・特徴のある（フリとなる）子育て支援 ・子育てしやすいまちづくり（制度・施設等） ・若者の定着支援 ・学童保育と放課後等デイの連携 ・行政書類の簡素化 ・施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすいまちづくり（休日保育、シフト、企業内保育等） ・ポーター層の児童を受け入れられる環境づくり ・障がい者雇用、就労支援事業所受け入れを広げる（手帳なし・診断なしでも） ・若い世代の健康増進 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からできる健康づくり ・住民の相互支援（子育てボランティアなど）

アンケート及びヒアリングで皆様からいただいた貴重なご意見など、詳しい資料は下記ホームページより入手頂けます。

…村上市公式ホームページ

<https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/36/tiikifukushikeikaku/sakutei.html>

用語集

●BBS 会

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施している。

●CSW（コミュニティ・ソーシャルワーカー）

既存の法制度では支援することの困難な「制度のはざま」の問題（ごみ屋敷、ひきこもり、孤独死）など、複合的な課題に対応するため、地域の福祉力を高めたり、セーフティネットの体制づくりなどを関係機関・団体に働きかける役割を持つ福祉の専門職。主に中学校区を範囲として配置される。

●DV

ドメスティックバイオレンスの略で、配偶者や恋人など密接な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。

●NPO 法人（特定非営利活動法人）

ボランティア活動をはじめ市民の利益に寄与することを目的に、自由な社会貢献活動を行う法人格を持つ団体。

●SNS

Social Networking Service（ソーシャルネットワークサービス）の略で、登録された利用者が交流できるインターネット上のサービスで、主なものに Facebook や LINE などがある。

●アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。訪問支援。

●生きづらさを抱える人向けのサロン「みつば（みんなの集う場所）」

社会生活に何らかの生きづらさを抱える人同士が気軽に集まり、自由に過ごせる居場所として社会福祉協議会が市の委託事業として開設している。

●介護人材確保推進事業

村上市内の介護事業所に就職する者を支援することにより介護に従事する人材を確保し、介護サービスの維持及び向上を図ることを目的に、市では介護人材確保推進事業給付金を支給している。

●学童保育

共働き・ひとり親世帯の子どもを放課後や長期休み中に預かり、親の仕事と子育ての両立支援を行うサービス。

●家庭児童相談室・児童相談所

18歳未満の子どもを取りまく、家庭問題や子育ての悩みなどを相談員が受け、困っていることについて一緒に解決の方法を考える。子ども本人、家族、学校の先生、地域の方など誰からの相談にも応じる。市の福祉事務所に設置されるのが家庭児童相談室、県が設置するのが児童相談所となる。

●基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて地域移行・定着等の支援を行う。

●希死念慮・自殺念慮

死にたいと願うこと、死にたいと思い自殺することに思いを巡らすこと。

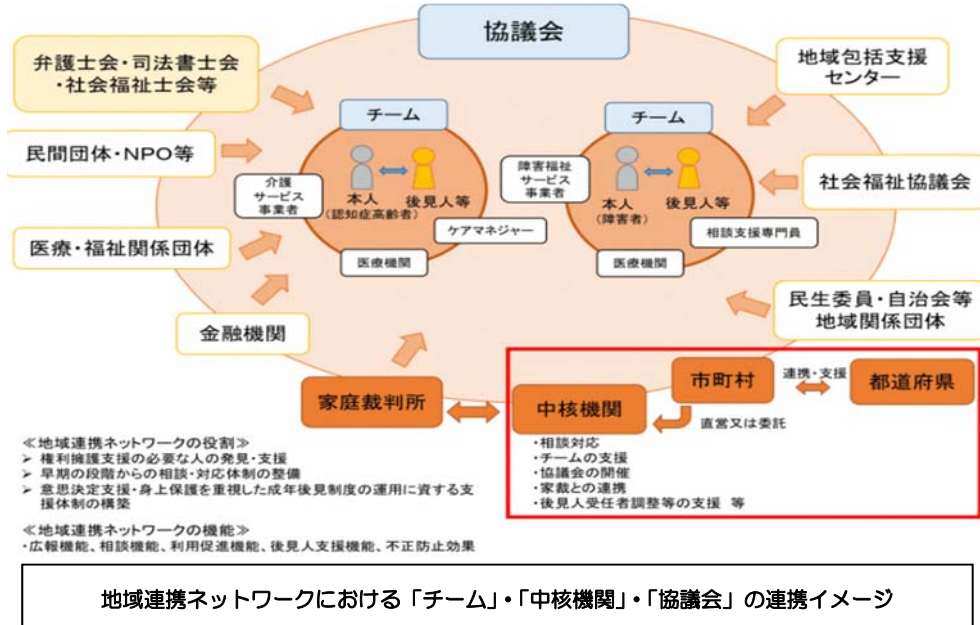
- グループホーム
慣れ親しんだ生活様式が守られる暮らしとケアが提供される施設で、認知症グループホームや障がい者のためのグループホームがあり、少人数の中で「なじみの関係」を作ることによって心身の状態を穏やかに保つことができる。
- 健康寿命
健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる機関。
- 健康格差
地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差のこと。
- 権利擁護
認知症・知的障がい・精神障がいなどによる判断機能の低下により、財産・権利などを侵害・危害から守ること。
- 後見人等
専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士など）・市民後見（専門の講座を受けた市民）・親族後見（本人にとって身近な支援者）があり、裁判所が選びます。本人の意思決定支援を前提とした契約締結や財産管理などを行うが、医療同意や身元保証は業務対象外となる。
- 更生保護女性会
更生保護に協力する女性ボランティア、女性のもつあたたかさや細やかさを生かした活動が、対象者の社会復帰を助けている。
- 高等職業訓練促進給付金
父子家庭もしくは母子家庭の親が、スキルや資格取得のためにスクールに通っている期間中、生活の負担軽減と入学時の負担軽減のために給付金が支給される国の制度。
- ご近所活動助成金
自治会等が小地域で行う日常生活での助け合い活動について、社会福祉協議会が助成することで、住民同士の助け合いの仕組みづくりを支援するもの。
- 互近所ささえ～る隊
介護保険に定められる自治体による生活支援体制整備事業の一つで、地域の支えあいを目的として市民への啓発活動や他機関との連携などを進めていく協議体。市全体を担う第1層と旧市町村単位の5地区ごと（第2層）にそれぞれ協議体を設置している。
- 小口資金貸付事業
社会福祉協議会の独自事業。生活困窮世帯へ緊急的な資金貸付を行い、セーフティネットの役割を担う。
- 心のバリアフリー
多様な人が社会に参加する上で、建物や交通の障壁（バリア）だけでなく、様々な人のことを思いやる心のこと。
- 子育て世代包括支援センター
母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師、保育士等の専門スタッフが妊娠、出産、育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に行う機関。
- ことばとところの相談室
話す言葉が少ない、発音が気になる、思い通りにならないと大泣きする、落ち着きがないなど子どもの発達や気になる行動について相談を受付ける機関。
- 子どもの学習支援
生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども（小中学生）へ個別に学習支援を行う。

- 個別避難計画（災害時見守りカード）
災害時に備え、あらかじめ避難行動要支援者の情報を関係者で共有し、避難支援者の協力を得るなど計画をたてる。また、日頃からの見守り等を行うことで有事の際、その関係性が有効になる。
- 災害ボランティアセンター
災害時、被災地の住民主体・被災地主体・協働の3原則をもとに活動するボランティアと被災者のニーズを調整する役割を持つ。被災後、通常生活に戻るための地域の力をボランティアの協力によって高めていく。
- ささえあい村上
利用する人は利用会員、支援する人は協会員として社会福祉協議会に登録。利用会員から活動依頼があれば、協会員への依頼を社会福祉協議会で行う。活動時間30分毎で200円のチケット制。「お互いさま」を目的とした住民相互の支えあい事業。
- 視覚障がい者支援事業
視覚障がい者向けに広報誌等の音声訳事業（「声のボランティア」）を実施している。
- 自主防災組織
地域住人による任意の防災組織で、災害対策基本法に規定されている。村上市では、213の自治会で組織されている。
- 市民後見人
成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所から成年後見人等と選任された方。
- 市民後見人養成講座
成年後見等が必要な人に、その支援が行き届くよう市民後見人を養成する講座。市の委託事業として社会福祉協議会が行っている。
- 社会福祉士
福祉や医療に関する相談援助に必要な専門知識・スキルがあることを証明する国家資格。その業務の適正を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的に、身体及び精神に障害のある方、生活困窮者、ひとり親の家庭など、心身や環上の理由によって日常生活を送るのに支障がある方々の相談援助を行う。
- 社会を明るくする運動
犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動●就労支援事業所
障害のある方や難病を抱えている方、一般企業への就職が困難な方に対して、仕事を提供、又は一般企業への就職をサポートする施設。
- 手話奉仕員・要約筆記派遣事業
市からの委託事業。聴覚障がいを持つ方も平等に社会参加できるよう、研修会や各種講座等に手話奉仕員や要約筆記の派遣をしている。
- 障がい者（児）相談支援事業所
相談支援専門員が障害のある方やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言、及び福祉サービスを受けるための手続き等を支援する事業所。
- 心配ごと相談所
有識者が相談員となり、生活の困りごとや不安に思うことの相談を受け、必要に応じて関係機関へ紹介・仲介を行う。各地区で定期的開催。
- 生活困窮者自立支援事業
市からの委託事業。生活困窮者自立支援法に基づき、関係する専門機関と連携して相談者の自立相談、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習支援などを行う。

- 生活福祉資金貸付事業
新潟県社会福祉協議会からの委託事業。低所得者世帯や高齢者・障がい者世帯等への資金貸付を行い、自立した生活を支援していく。
- 成年後見制度
認知症・知的障がい・精神障がいなどの判断能力の不十分な方々を保護し、支援するもの。
- ソーシャル・インクルージョン
さまざまな個性を持つ人を、その多様性を含めて個性として、そのまま社会の中に包摂することから、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うことを目指す理念。
- 地域共生社会
「支える側」「支えられる側」という一方向の関係ではなく、地域に生きて暮らしている以上、誰もが『我が事』としてとらえ、地域の資源や人の多様性を活かしながら、人と人、人と社会がつながり合う取り組みが生まれやすいような環境を整えることを目指す社会。社会の変化に伴い「縦割り」の分野ごとで課題解決に取り組むのではなく、個人や世帯が抱える課題に包括的に『丸ごと』支援する地域社会を作っていくことが求められる。
- 地域自立支援協議会
障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行い、障がい者等、障がい児の家族又は介護者に必要な支援を行う。
- 地域生活支援拠点
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。
- 地域の茶の間・サロン
主に町内・集落の公会堂・公民館等を利用して、気軽に集える場として、地域住民が主体となって運営している居場所。社会福祉協議会で把握しているものは115ヶ所ある。
- 地域包括ケアシステム
高齢者の支援を目的とした総合的なサービスを地域で提供する仕組みのこと。住み慣れた地域で、安心してその人らしく最期を迎えられるように、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年を目標に、住まい・医療・介護・生活支援・予防が一体となった地域の実情に合った仕組みづくりが求められている。
- 地域包括支援センター
高齢者とその関係者が介護・医療・保険・福祉などの生活上の困りごとがある際に支援をおこなう相談窓口。

●地域連携ネットワーク

弁護士会や司法書士会などの専門職団体をはじめ、家庭裁判所や医療・福祉関係団体や地域関係者などが連携・協力し、必要とする人が成年後見制度を利用できるような体制を構築します。また、権利擁護支援チームは・・・支援します。中核機関は・・・行います。



●地域若者サポートステーション（通称：サボステ）

働くことに踏み出したい 15 歳～49 歳までの方で、仕事をしていない方や就学中でない方と向き合い、働き出す力を引き出し、職場定着するまでを全面的にバックアップする支援機関。

●適応指導教室

長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別の場所を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標にする教室。

●出前講座

行政などの様々な仕事や制度について、担当の職員が直接出向いて説明し、住民の学習機会を提供するもので、現在村上市には 81 の講座メニューがある。

●日常生活自立支援事業

社会福祉協議会が、新潟県社会福祉協議会からの委託紙業として実施。認知症や知的・精神障がいのため自身で判断することが難しい方が福祉サービスを利用できるように支援する事業。

●のりあいタクシー

交通空白・不便地域の解消と通院対応などを目的に運行する交通手段。市内では、完全予約制の「のりあいタクシー」と村上総合病院から利用できる「通院対応のりあいタクシー」がある。また、新潟市内への通院や買い物などを目的に運行する「高速のりあいタクシー」がある。

●ハザードマップ

ある災害が発生した時に、危険と思われる個所や災害時の避難場所などを地図にまとめたもの。

●8050 問題

若者のひきこもりが長期化すれば親も高齢となり、収入や介護に関する問題が生じるようになる。複合した問題であり相談も難しく社会から孤立した状態になることもあり、80 代の親、50 代の子という親子関係での問題であり社会問題となっている。

- 避難行動要支援者
高齢者や障がい者など災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方。このような方には近隣の方、自主防災組織、福祉関係者などによる支援体制づくりが必要とされている。
- 病児・病後児保育
病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な子どもで、保護者の勤務の都合、傷病等家族で育児を行うことが困難な場合に、子どもを預かること。
- ファミリー・サポート・センター事業
おおむね生後3か月から小学生までの子どもを持つ子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と、子育てを手伝う人（提供会員）がそれぞれ会員登録を行い、会員相互で協力しながら子育てを行う制度。
- フェーズフリー
平常時と災害時という社会のフェーズ（時期、状態）を取り払い、普段の近所つきあいや社会資源が災害時にも応用できるという考え方。
- フードバンク、フードドライブ
「食料銀行」を意味する社会福祉活動。企業や家庭から、まだ賞味期限はあるけれど、捨ててしまう食べ物を寄付しその食品を困窮者へ無償で提供する活動。
村上市には「フードバンクさんぼく」「フードバンクむらかみ」の2団体がある。
その活動に賛同し、食品等を集め、寄付する活動をフードドライブと言う。
- 福祉車輛貸出事業
車イス対応の軽自動車と8人乗りミニバンを無償で貸し出す社会福祉協議会の事業。通院や町内・集落での買い物ツアーなどで利用してもらっている。運転手は原則、利用者が手配することとしている。
- 放課後等デイサービス
障害のある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた児童福祉法を根拠とする福祉サービス。
- 防災士
「自助」「共助」「協働」を原則として、様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識と技能を習得した者。日本防災士機構が認証する。
- 法人後見事業
専門職による成年後見人等が不足している状態で、社会福祉協議会等が法人として 成年後見人等となり、被後見人等が安心して生活できるよう支援する事業。
- 保護司会
罪を犯した人などの再犯防止及び社会復帰支援や、地域への理解・協力を得るための活動（更生保護）を地域で支える団体。法務大臣から委嘱された犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする保護司により構成される。
- 民生委員・児童委員
人格識見高く、広く地域の実情に通じ社会福祉の増進に熱意のある方々に対して公正な手続きにより厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員。それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。児童委員を兼ねる。
- ヤングケアラー
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
- 有償家事援助サービス事業
高齢・障害・疾病などで日常生活を営む上で、家事援助を必要としている方に、住民の協力を得て有償で家事援助を提供する事業。

●湯ったり塾

社会福祉協議会が市からの委託事業として実施。山北地区の方の健康づくり事業として、定期的に福祉センターゆり花会館へ通い、交流や健康づくり支援を行っている。

●理美容費助成事業

共同募金からの配分金による社会福祉協議会が実施する事業。要介護度3以上及び肢体不自由・体幹不自由1級の方で、在宅で生活している方に理・美容費の一部を助成。